

和東町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

目 次

I. 基本的な事項	1
1. 和束町の概況.....	1
(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的等諸条件	1
(2) 過疎の状況	3
(3) 社会経済的発展の方向.....	4
2. 人口及び産業の推移と動向	4
3. 行財政の状況.....	7
4. 地域の持続的発展の基本方針.....	12
5. 地域の持続的発展のための基本目標	13
6. 計画の達成状況の評価.....	13
7. 計画期間	13
8. 公共施設等総合管理計画との整合.....	13
II. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	14
1. 方針	14
2. 現況と問題点.....	14
(1) 移住・定住	14
(2) 地域間交流	15
3. その対策	15
(1) 移住・定住	15
(2) 地域間交流	16
4. 計画	17
5. 公共施設等総合管理計画との整合.....	17
III. 産業の振興.....	17
1. 方針	17
2. 現況と問題点.....	18
(1) 農業.....	18
(2) 林業.....	19
(3) 地場産業.....	20

(4) 商業.....	20
(5) 観光.....	20
(6) 雇用対策.....	21
3. その対策.....	22
(1) 農業.....	22
(2) 林業.....	23
(3) 地場産業.....	23
(4) 商業.....	23
(5) 観光.....	24
(6) 雇用対策.....	24
4. 計画.....	24
5. 産業振興促進事項.....	26
6. 公共施設等総合管理計画との整合.....	26
IV. 地域における情報化.....	27
1. 方針.....	27
2. 現況と問題点.....	27
3. その対策.....	27
4. 計画.....	28
5. 公共施設等総合管理計画との整合.....	28
V. 交通施設の整備、交通手段の確保.....	28
1. 方針.....	28
2. 現況と問題点.....	29
(1) 道路.....	29
(2) 橋梁.....	31
(3) 地域旅客運送サービス.....	31
3. その対策.....	32
(1) 道路.....	32
(2) 橋梁.....	34
(3) 地域旅客運送サービス.....	34
4. 計画.....	36

5.	公共施設等総合管理計画との整合	36
VI.	生活環境の整備	37
1.	方針	37
2.	現況と問題点	37
	(1) 簡易水道施設	37
	(2) 下水道処理施設	37
	(3) 廃棄物処理施設	38
	(4) し尿処理施設	38
	(5) 消防防災	38
	(6) 共同浴場	39
	(7) 住宅	39
3.	その対策	40
	(1) 簡易水道施設	40
	(2) 下水道処理施設	40
	(3) 廃棄物処理施設	41
	(4) し尿処理施設	41
	(5) 消防防災	41
	(6) 共同浴場	42
	(7) 住宅	42
4.	計画	43
5.	公共施設等総合管理計画との整合	43
VII.	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	44
1.	方針	44
2.	現況と問題点	44
	(1) 子育て支援の充実	44
	(2) 障がい者支援の充実	45
	(3) 高齢者対策の充実	45
	(4) 町民の健康づくり	46
3.	その対策	46
	(1) 子育て支援の充実	46

(2)	障がい者支援の充実	47
(3)	高齢者対策の充実	47
(4)	町民の健康づくり	48
4.	計画	48
5.	公共施設等総合管理計画との整合	49
VIII.	医療の確保	49
1.	方針	49
2.	現況と問題点	49
(1)	地域医療	49
(2)	子育て支援医療	50
3.	その対策	50
(1)	地域医療	50
(2)	子育て支援医療	51
4.	計画	51
5.	公共施設等総合管理計画との整合	51
IX.	教育の振興	51
1.	方針	51
2.	現況と問題点	52
(1)	学校教育	52
(2)	社会教育	53
3.	その対策	54
(1)	学校教育	54
(2)	社会教育	55
4.	計画	56
5.	公共施設等総合管理計画との整合	56
X.	集落の整備	57
1.	方針	57
2.	現況と問題点	57
3.	その対策	57
4.	計画	58

5.	公共施設等総合管理計画との整合	58
XI.	地域文化の振興	59
1.	方針	59
2.	現況と問題点	59
3.	その対策	59
4.	計画	59
5.	公共施設等総合管理計画との整合	60
XII.	再生可能エネルギーの利用の推進	60
1.	方針	60
2.	現況と問題点	60
3.	その対策	61
4.	公共施設等総合管理計画との整合	61
XIII.	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	61
1.	方針	61
2.	現況と問題点	62
3.	その対策	62
4.	計画	62
5.	公共施設等総合管理計画との整合	63
XIV.	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	63

I. 基本的な事項

1. 和束町の概況

(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的等諸条件

◎ 位置・区域

和束町は、東経 136 度 0 分、北緯 34 度 50 分、京都府の南端、相楽郡の北東部に位置し、京都市街地より南へ約 30 km、奈良市街地より北へ約 15 km、大阪市街地より東へ約 40 km の距離にある。

町域の北は滋賀県甲賀市信楽町、京都府宇治田原町に、南は木津川市、笠置町、南山城村に、西は井手町に接し、広さは、東西約 15 km、南北に約 10 km、総面積 64.93 km² である。

◎ 自然・地勢

北に鷲峰山脈、南に笠置山脈の中間丘陵地であり、町の中央を 1 級河川木津川の支流である和束川が東西に流れている。和束川流域に沿って集落が開き、中央部から下流域にはなだらかな山並みが続き、その傾斜地が茶畑となり和束町の特色を形成している。

平成 20 年に「宇治茶の郷 和束の茶畑」が京都府の景観資産第 1 号として登録され、また、平成 27 年 4 月には本町を含む京都府南部地域の茶畑景観などが「日本茶 800 年の歴史散歩」として文化庁の日本遺産に認定された。

◎ 気象

気候は、山間地特有の性質を示す。気温は昼と夜の差が大きく、年間平均気温は約 16℃ と比較的温暖であり、雨量は年間 1,500 mm－1,700 mm 程度で、6－9 月にかけて最も多く、冬季は少ない。また、和束川の流量も通常は豊富とはいえ、水不足に悩まされることもある。

◎ 歴史

和束町には、5 世紀から 6 世紀につくられた古墳が 10 基あり、この頃には集落ができてきたと思われる。

奈良時代になると、恭仁京と紫香樂(信樂)宮を結ぶ恭仁京東北道が通り、交通の要衝となった。また和東柚と呼ばれ、奈良の大寺院建築のための用材を伐り出す地として栄えた。

平安、鎌倉、室町時代には、興福寺や北野天満宮などの荘園として経過した。村落では、土豪的な有力者もあらわれてきた。

江戸時代には、田村新田を含め現在の大字につながる 15 の村ができた。徳川秀忠の娘和子が後水尾天皇の中宮に入内したことや、徳川家光の3代将軍就任にともない、元和9年(1623年)に和東郷は皇室に献上され、禁裏御料地となった。江戸時代には、茶栽培も次第に増加し、幕末には和東全域に広がっていった。

明治22年(1889年)の町村制の施行によって、東和東村、中和東村、西和東村、湯船村の4か村となった。昭和28年(1953年)8月には、南山城水害が襲い、地域に未曾有の被害をもたらした。翌年の昭和29年12月15日には、町村合併促進法により、東和東、中和東、西和東が合併し、和東町が誕生した。その後、昭和31年9月30日に湯船村を編入し、現在に至っている。

◎ 道路

和東川に沿って主要地方道である一般府道木津信楽線と町の中央をクロスするように南北に一般府道宇治木屋線が走っており、主要地方道宇治木屋線犬内峠トンネルの完成後には交通量の増加が予測されるが、主要地方道木津信楽線は、今なお狭隘な箇所があり、本町の立地の向上が託される主要地方道木津信楽線は道路幅員狭小の改善、主要地方道宇治木屋線においては、木屋峠付近の狭小急勾配のカーブの連続等の改良を両路線に期待する。「住民の安心・安全、地域産業の振興、交流人口の拡大等」は、整備が進むことで更なる期待が高まる。また、新名神をはじめとした国土軸の整備が進む近隣自治体へのアクセスの向上に向け、一般府道東井手線、一般府道奥山田射場線の通行の利便性向上に大きな期待が寄せられ、本町へのアクセスの向上にも大きく寄与するものと考えられる。

◎ 公共交通

本町には、鉄道がなく、唯一平成14年10月1日から国や京都府の支援を受けて、奈良交通バス和東木津線（当初は木津駅～和東町小杉間、平成22年10月より加茂駅～和東町小杉間）が走っている。少子高齢化・人口減少に伴い、利用者が大幅に減少し、路線を維持するために赤字補填をしているが年々補填額が増加している。

（２） 過疎の状況

昭和50年に6,244人いた和東町の人口は、令和2年度には3,483人（令和2年度国勢調査の速報値）と45年間で約半分となる44.2%（2,761人）、前回調査時の平成27年度と比較すると11.96%（473人）と大幅な人口の減少となった。また、高齢化の進展も著しく、平成7年度に21.1%であった高齢化率は、平成27年度には40.6%まで増加している。

この背景には、基幹産業である茶業において緑茶の消費量の減少や販売価格の下落により農業所得が大幅に減少したことで若年層の農業離れを引き起こしたこと、生活の利便性を求めて若年層の町外への流出が続いたことが大きな要因であると考えられる。

これまでの過疎対策では、基幹産業であり和東町の誇りでもある、茶業をはじめ農林業等の安定的かつ持続的な発展に向けた取組みとして、「和東茶」のブランド価値を高めるとともに、観光交流の促進を図りながら「ものづくり」と「ふれあいづくり」のまちづくりを目指して取り組んできた。

また一方で、関西文化学術研究都市の近郊であることから、道路網と定住環境の整備等を行い都市近郊農山村としての特徴を活かした定住化対策の推進や、過疎地域としての地域医療問題、少子高齢化の急速な進展に対応した支援体制の強化を図り、子どもから高齢者まで、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを住民と行政が一体となって取り組んできた。これらの取組により、一定の効果はあったものの、それを上回る人口の減少となっている。

今後の過疎対策においては、里山の自然環境やお茶の伝統・文化を大切

に継承していくとともに、和東町にとって大きな構造変化をもたらすであろう「(仮称) 犬打峠トンネル」の開通を見据え、そのインパクトを町全体へいかに波及させていくかが重要となる。

(3) 社会経済的発展の方向

これまで茶源郷として培ってきた伝統や文化を大切にするとともに、3つの基本的な課題（人口減少の抑制、定住性の向上、協働体制の構築）に対応していくため、令和3年度から10年間を計画期間とする「第5次和東町総合計画」に基づき、まちの将来像である「和の郷、知の郷、茶源郷 和東」の実現に向けて、令和5年度に開通予定の「(仮称) 犬打峠トンネル」や令和6年度に整備予定の「(仮称) 総合保健福祉施設」によるインパクトを最大限に活かしながら、行政、関係機関、事業者、住民の協働により施策の推進に取組み、地域内の社会的、経済的な発展を促進していく。

2. 人口及び産業の推移と動向

◎ 人口

昭和35年に6,889人であった人口は、増減を繰り返し平成2年までは6,000人台を維持していたが、その後は減少の一途をたどり、平成27年国勢調査では3,956人と25年間で約35%と大幅な減少となった。

逆に、65歳以上人口が昭和50年の764人に対し、平成27年には2倍以上の1,606人と842人の増加で、高齢者比率も12.2%から40.6%と大幅な伸びとなっている。一方、15歳から29歳の若年者比率も昭和50年には、23.8%（1,486人）であったのが、平成27年には9.7%（387人）と約14%減少している。0歳から14歳の人口では、昭和50年と平成27年を比較すると955人（1,283人→328人）の減少、74.4%と減少が著しく、少子高齢化が顕著となっている。

本町に過疎化を招いた要因としては、京阪神地域に近距離であるにもかかわらず、交通アクセスや生活の利便性が悪く、また就業の場が確保できないといった理由から、15歳～34歳の若者・子育て年齢層を中心とする町外への転出による社会動態の減少と、高齢化に伴う自然動態の減少が続いたこと

が挙げられる。

国立社会保障・人口問題研究所による和東町の人口推計（平成 25 年 3 月推計）では、令和 7 年（2025 年）に 3,500 人を切り、令和 22 年(2040 年)には 2,500 人、令和 42 年（2060 年）には 1,500 人を下回ると推測されており、今後これを食い止め持続可能な町づくりを進めていくため、「和東町第 5 次総合計画」及び「第 2 期和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、合計特殊出生率の上昇と移住・定住促進等の取組により生産年齢層の移動率を上昇補正し、長期的目標として 2040 年で約 3,000 人、2060 年で約 2,400 人を掲げている。しかし、人口減少は予測を上回るスピードで確実に進んでおり、今後さらなる人口減少を緩和していくためには、本町の豊かな自然、美しい景観、健康資源を活かすとともに、令和 5 年度に開通予定の（仮称）犬打峠トンネルのインパクトを最大限活かし、町内外の交流の促進や定住環境の改善等を地域住民とともに進めていく必要がある。

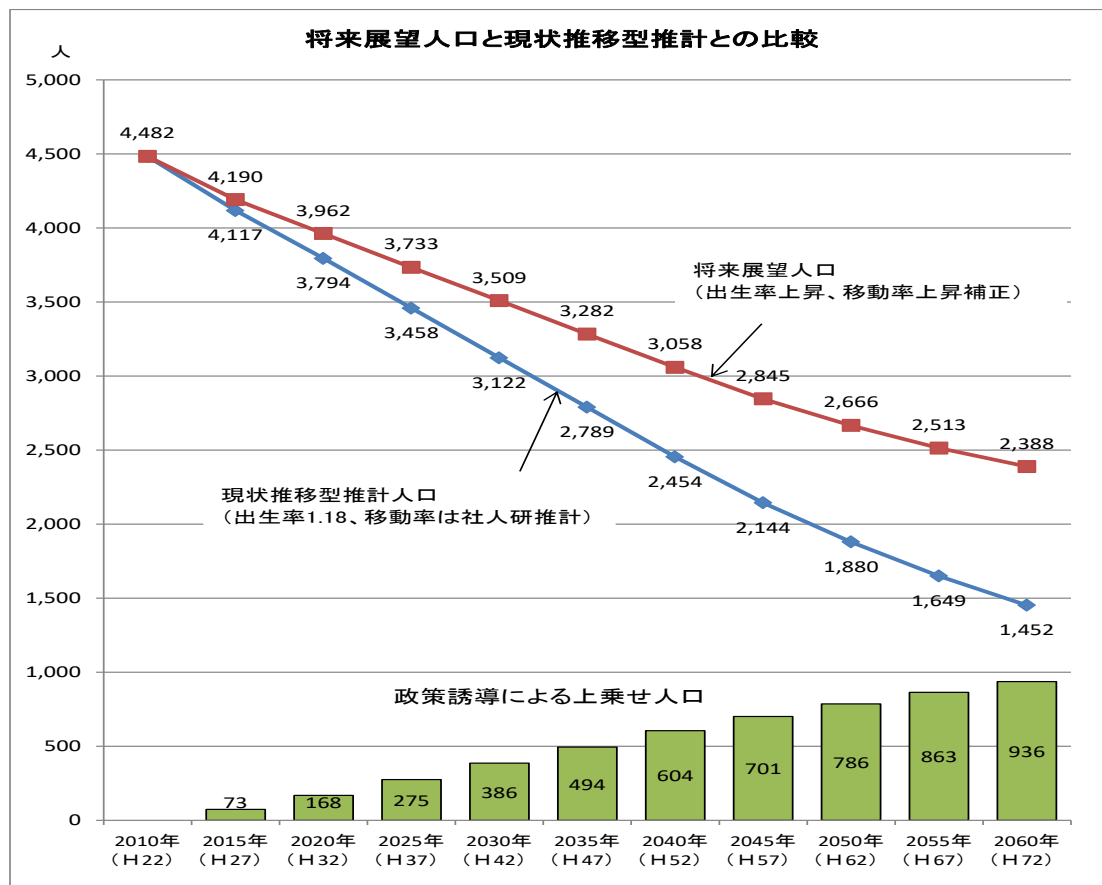
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,889人	6,244人	△9.3%	6,079人	△2.6%	4,998人	△17.7%	3,956人	△20.8%
0歳～14歳	2,118	1,283	△39.4	1,076	△16.1	505	△53.0	328	△35.0
15歳～64歳	4,208	4,197	△2.6	3,879	△7.5	3,035	△21.7	2,022	△33.3
うち 15歳～29歳(a)	1,547	1,486	△3.9	1,065	△28.3	729	△31.5	387	△46.9
65歳以上	563	764	35.7	1,124	47.1	1,458	29.7	1,606	10.1
(a)／総数 若年者比率	22.4%	23.8%	-	17.5%	-	14.5%	-	9.7%	-
(b)／総数 高齢者比率	8.1%	12.2%	-	18.4%	-	29.1%	-	40.6%	-

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳ベース)

区分	平成12年		平成17年			平成22年			平成27年		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	5,755	100	5,353	100	△ 7.0	4,801	100	△10.3	4,313	100	△2.3
男	2,766	48.1	2,565	47.9	△ 7.3	2,281	47.5	△11.1	2,039	47.3	△2.9

表1-1(3) 人口の見通し

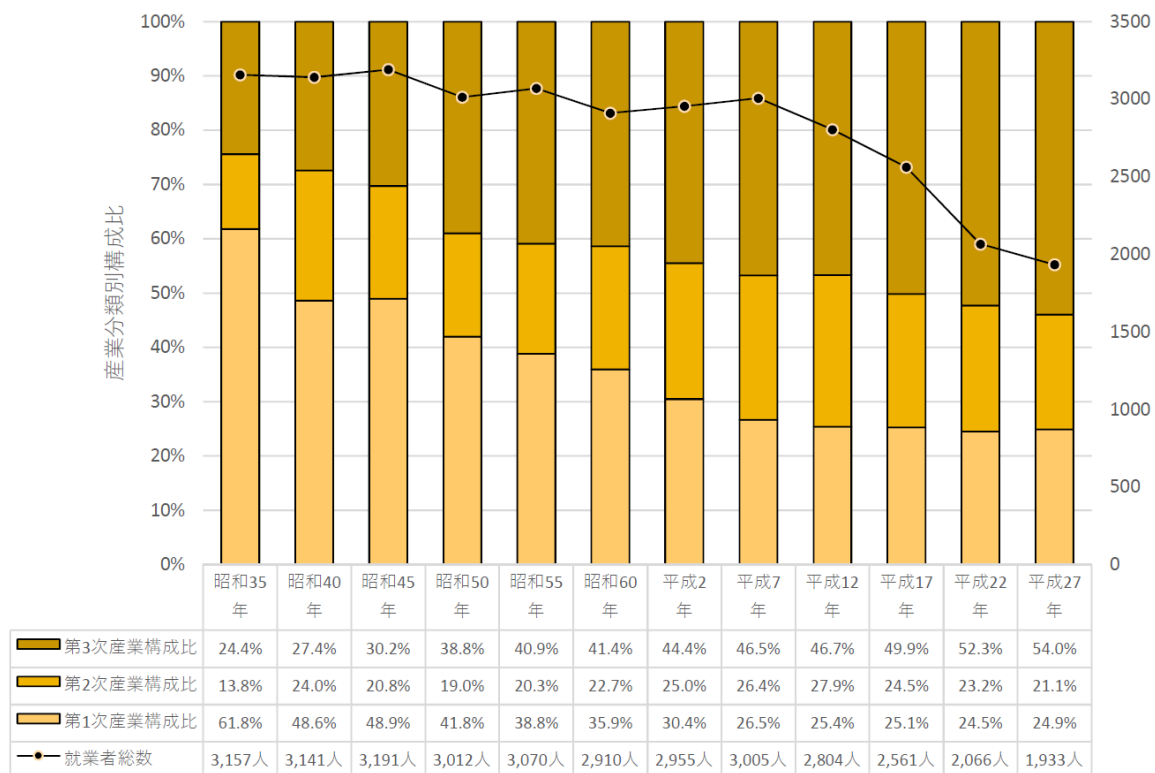


◎ 産業

総就業者数については、平成7年までは3,000人前後で推移していたが、平成12年以降は毎年減少し、平成27年には1,933人となり、20年間で1,072人、35.6%の減少となった。

また、和束町の基幹産業は茶業を始めとする第一次産業であるが、産業別の就業構造をみると、昭和50年には、第一次産業就業人口（比率）は、41.8%であったが、平成27年には24.9%と激減している。第一次産業就業人口（実数）も、昭和50年には1,260人であったものが、平成27年には、482人に減少している。これは、農林業の低迷による所得の低下等により若年層が流出し、新たな担い手が確保されないまま、高齢化が進み就業者の減少が進んだ結果等によるものと考えられ、農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題となっている。

表1-2 和東町の産業別就業人口の構成比（国勢調査）



3. 行財政の状況

(1) 行政の現況と動向

行政サービスが高度化する中で、住民ニーズも多種多様化しており、効率的効果的な行政運営を進めるため、これまで広域行政の推進、拡大を図ってきた。特に相楽東部広域連合での事務の共同化や京都地方税機構の税の共同化を図り、スリムな行政と広域連携を深めてきたところである。今後も、住民にとって真に必要なニーズを的確に捉え、効率的な行政運営を基本とし、まちづくりの将来像として住民と行政が協働して、「和の郷、知の郷、茶源郷 和東」を目指すこととする。

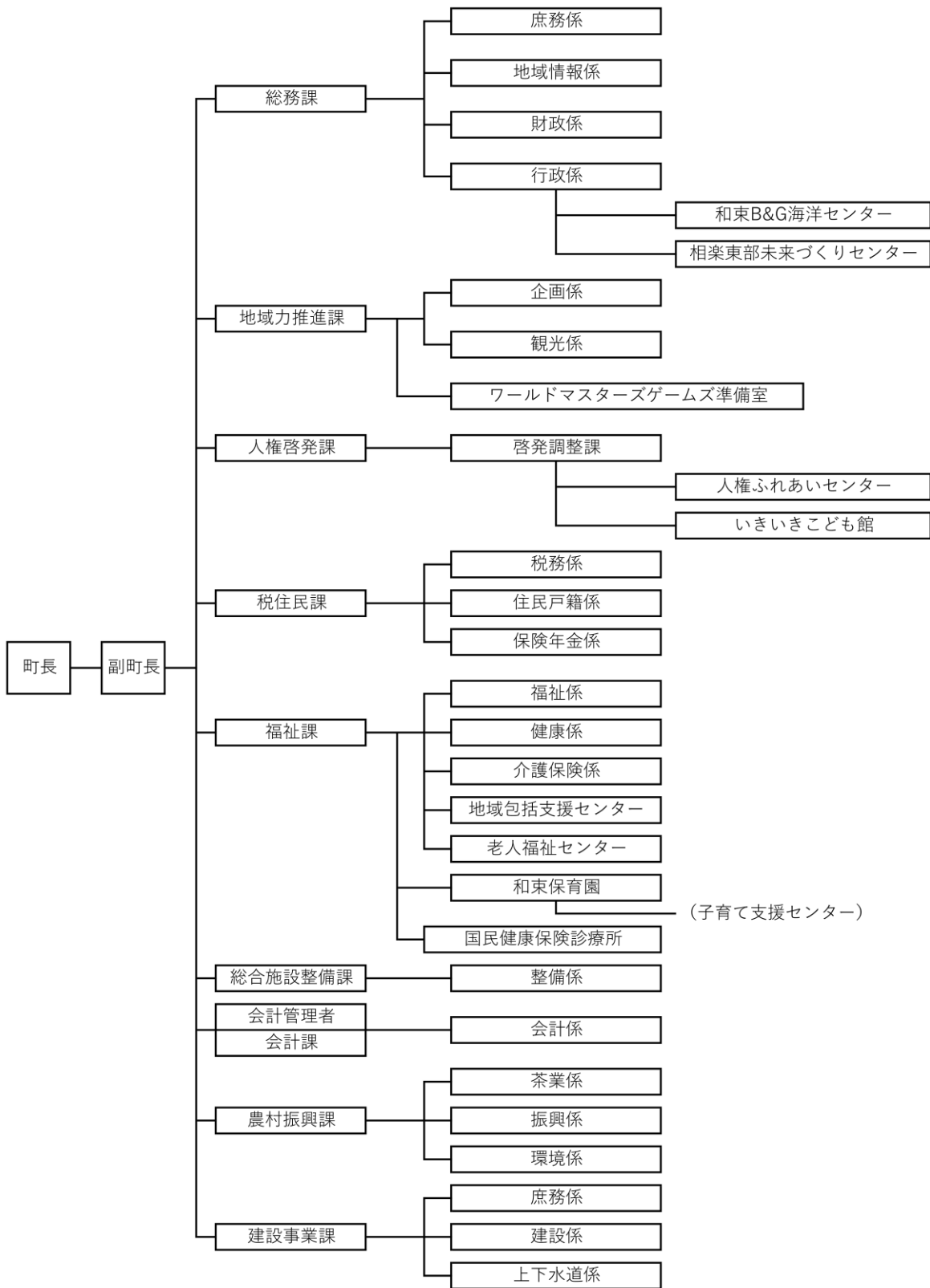
和東町の広域行政の現況は次の通り。

- 相楽東部広域連合（和東町、笠置町、南山城村）
- 相楽東部未来づくりセンター（和東町、京都府、笠置町、南山城村）
- 相楽中部消防組合（和東町、木津川市、笠置町、南山城村）

- 相楽郡広域事務組合（和束町、木津川市、笠置町、精華町、南山城村）
- 国民健康保険山城病院組合（和束町、木津川市、笠置町、南山城村）
- 京都地方税機構(京都府と京都市を除く 25 市町村)
- 京都府市町村職員退職手当組合（18 市町村他一部事務組合）
- 京都府自治会館管理組合（京都市を除く 25 市町村）
- 京都府後期高齢者医療広域連合（26 市町村）
- 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合（14 市町村他一部事務組合）
- 京都府住宅新築資金当貸付事業管理組合（19 市町村）

和束町の行政機構は表 1－3 の通り。

表 1 - 3 和東町行政機構図 (令和 3 年 7 月 1 日)



(2) 財政の現況と動向

和東町の財政状況は、自主財源に乏しく、令和元年度の財政力指数は0.21となっており、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域の要件の一つである財政力指数の基準値(0.51)を大きく下回っている。実質公債費比率については、令和元年度までは11.9%と減少傾向であったが、令和2年度は12.7%と増加している。経常収支比率については、令和元年度98.0%と普通交付税交付額に左右される面はあるものの、特別会計への繰出金の増加等により、経常収支比率を引き上げている状況である。

表1-4 市町村財政の状況(普通会計)

(単位：千円)

	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	3,184,200	3,859,201	3,293,161
一般財源	2,209,360	2,212,840	2,135,641
国庫支出金	243,284	395,015	221,685
都道府県支出金	229,491	334,583	209,616
地方債	273,200	497,300	317,600
うち過疎対策事業費	68,200	251,900	194,000
その他	228,865	419,463	408,619
内訳			
分担金及び負担金	57,788	67,684	68,001
使用料及び手数料	41,385	46,523	41,966
繰入金	0	121,273	90,883
繰越金	85,220	132,763	155,512
諸収入	43,244	48,757	51,178
その他(財産収入・寄付金等)	1,228	2,463	1,079
歳出総額 B	3,080,458	3,735,095	3,211,861
義務的経費	1,193,084	1,254,205	1,162,669
投資的経費	210,076	691,364	318,290

うち普通建設事業	186,580	670,478	235,237
その他	1,677,298	1,789,526	1,730,902
内訳			
物件費	247,841	303,228	345,315
繰出金	334,974	387,065	417,426
積立金	339,249	223,336	106,565
補助費等	747,457	857,991	859,479
その他（維持補修費等）	7,777	17,906	2,117
過疎対策事業費	72,772	393,043	248,773
歳入歳出差引額 C (A-B)	103,742	124,106	81,300
翌年度へ繰り越すべき財源 D	9,841	13,201	18,282
実質収支 (C-D)	93,901	110,905	63,018
財政力指数	0.211	0.20	0.212
実質公債費比率 (%)	19.7	12.9	11.9
公債費負担比率 (%)	16.5	19.1	16.1
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	86.9	87.4	98.0
将来負担比率 (%)	156.5	74.6	68.3
地方債現在高	3,509,633	3,502,640	3,556,113

(3) 施設の整備状況

施設の整備状況は次のとおりである。

表 1-5 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 2 年度末	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和 2 年度末
市町村道 (m)	237,040	237,246	237,228	237,588
改良率 (%)	6.6	10.4	10.9	11.3
舗装率 (%)	39.8	45.2	45.6	45.7
水道普及率 (%)	96.8	99.80	99.82	99.18
水洗化率 (%)	—	57.7	80.6	80.7

(その他主要公共施設)

和東山の家（和東荘）、和東運動公園、和東 B&G 海洋センター、
老人福祉センター、グリーンティ和東、交流ステーション（農産物直売所）、
人権ふれあいセンター、いきいきこども館、体験交流センター、中央浄
水場、国保診療所、
湯船森林公園、湯船会館、社会福祉センター、教育集会所、
老人憩いの家、中央浄化センター、和東保育園、和東小学校、
和東中学校、和東ふれあい工房、天空カフェ、和東町観光案内所
和東町共同浴場

4. 地域の持続的発展の基本方針

緑茶生産を基幹産業として多くの住民の生活基盤を支え、町の活性化を担
ってきた茶業も、茶価の長期にわたる低迷が小規模経営の採算性を悪化させ、
専業から兼業へと推移し、山間部等の急傾斜地や不便地においては採算性が
悪い等の理由から耕作放棄され、これまで培ってきた基幹産業としての存在
に影響を及ぼしている。

しかしながら、茶業は和東町の誇りとするものであり、今後も安定的かつ
持続的な農林業等の発展に向けた取組みを行う必要があり、茶源郷「和東茶
ブランド」として価値を高めるとともに観光交流の促進を図りながら「もの
づくり」と「ふれあいづくり」のまちづくりをめざす。

そのためには、農業農村整備と経営近代化を進める一方、関西文化学術研
究都市の近郊であることから、道路網の整備と定住環境の整備などを行い、
都市近郊農山村としての特徴を活かした定住化対策を推進することとする。

また、過疎地域としての地域医療問題の解決や、少子高齢化に伴う支援体
制の強化を図り、子どもから高齢者まで、安全・安心に暮らすことができる
まちづくりを住民と行政が一体となって築くことを基本とする。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

- ① 将来人口 令和7年 3,650人、
令和12年 3,500人（住民基本台帳ベース）
- ② 交流人口 令和12年 300,000人

6. 計画の達成状況の評価

本計画は、「和束町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を持たせて、その方針や目標等を規定しているため、上記の総合戦略を産官学金労言の各分野から選出された委員で構成する「和束町まち・ひと・しごと創生推進会議」で評価されることにより、本計画についても評価されたものとする。

7. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5箇年とし、計画の実施に当たっては、社会や地域情勢の変化に応じて柔軟に対応することとし、必要に応じて計画の見直しや新たな施策の追加等をする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本町が所有している施設を同じ規模、同じ運営方法、同じ維持管理手法のまま維持し続けることは現実的に不可能と考えられるため、人口減少や少子高齢化が続くことを踏まえた施設の規模縮小化や集約化、複合化、また運営においては民間活力や民間のノウハウの導入による有効活用、躯体・設備等の維持管理面では中長期的な計画をもって取り組むなど様々な方法を視野に入れ今後の公共施設等のあり方を検討していく。

必要な行政サービスを継続していくためにも、またこれからの世代に過大な負担を強いることの無いようにするためにも、次に掲げる基本的な方針に基づいて公共施設等の維持管理や運営に努める。

- 既存施設の有効活用と効率的な運営管理

- 施設保有量の適正化
- 安全性確保及び長寿命化の推進

和東町公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、施設の最適化や長寿命化に配慮した計画を推進することにより、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を総合的かつ計画的に進める。

II. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 方針

人口減少を抑制するためには、移住の推進や転出を抑制する定住対策が必要であり、和東町ではこれまで、公営住宅の整備や空き家バンク制度の構築、サテライトオフィスの設置等により、移住・定住を促進する施策を講じてきた。

しかし、人口減少には歯止めがかからず、予測を上回るスピードで人口は減少するとともに、高齢化も急速に進んでいることから、将来にわたり住民が安心して生活ができる町を存続させていくためには、減少を抑制するための新たな対策を講じていく必要がある。

今後は、(仮称)犬打峠トンネルの開通に伴う人口流動を見据えつつ、近隣市町村との連携をさらに広げながら、移住・定住対策による受け皿づくりの整備を促進していく。

2. 現況と問題点

(1) 移住・定住

和東町では、人口減少・少子高齢化が進展している。一方、農村空間としての魅力を背景に、若い世代を中心に都市部から過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっている中、和東町の地域資源を活用しながら交流人口や関係人口を拡大し、移住定住に繋げる必要がある。

移住定住に係る最大の課題は、住環境と安定した雇用を確保することであるが、居住する場所の確保については、町内において空き家を掘り起こすと

ともに、移住相談窓口の設置等受け皿体制の強化や移住にかかる経済的な負担を軽減する措置を講じる必要がある。

また近年の情報通信技術の普及・発達により、働き方や生き方について価値観が多様化している中、ICT を活用して、場所に捉われず新たな発想で起業をする人や、農業を営みながら別の事業を手掛ける「半農半X」で農村生活を謳歌する人などに対するテレワークの活用や二地域居住を促進していく必要がある。

さらに、人口減少の要因の一つである転出超過の状況を踏まえ、定住対策として雇用の創出や拡大を図るとともに幼少期からふるさとへの誇りと愛着心を醸成することで、転出抑制を図る必要がある。また自然減少の最たる要因である出生率の低下については、医療や福祉等、子どもを産み育てる子育て環境の充実とともに、生活するうえで必要な住環境の支援を行うことで出生率の上昇に繋げる必要がある。

(2) 地域間交流

少子・高齢化や人口減少が都市部以上に急速に進行し、平成22年4月過疎指定を受けることとなったが、近年の農村志向・健康志向・スローライフ志向の高まりを背景として、本町の豊かな自然、美しい景観、健康資源を活かしながら、都市地域との交流を深め、まちを活性化する必要がある。

3. その対策

(1) 移住・定住

- ① 地域の魅力を発信し、人々が訪れたいと思う魅力づくりを行う等、和東町のファンを増やし、関係人口の増加に取り組む。
- ② 町内の空き家の掘り起こしに向けた住民への周知を行うとともに、移住呼びかけ人や各種団体等と連携して移住希望者に対する相談体制を強化し、空き家改修等に係る費用を補助するなど受入環境を充実する。

- ③ 若者世帯の移住・定住に向けて、新婚世帯に対する住宅購入や賃貸費用を経済的に支援するとともに、多子世帯・三世代同居・三世代近居に係る世代間支援の促進を図るため、子育て世帯住宅リフォーム等の支援を行い、子育てしやすい町を PR する。
- ④ 二地域居住の促進と多様な働き方を支援するため、町内のお試し住宅の活用と和東スマートワークオフィスにおけるワーケーションを町外事業者へ呼びかけ、町内での起業を誘導する。
- ⑤ 都市住民との交流から開始して将来の定住に繋がる地域おこし協力隊制度を継続するとともに、起業や創業・就職や就農に繋がるよう人材育成に努め地域力の維持強化を目指す。

【目標】

- 空き家への転入世帯 延べ 15 世帯
- 移住相談件数 延べ 130 件
- 地域おこし協力隊の定住 3 名
- スマートワークオフィス利用者で町内に居住する人数 延べ 50 名

(2) 地域間交流

茶摘み体験や農村民泊など、様々な農村里山文化体験の場を創出し、さらに和東町へ訪問者数を増やすため、町内外の人が和東町のまちづくりについて話合う拠点環境づくりとその運営を支援する。また、新たに取り組む「川まちづくり事業」をはじめ、和東町の魅力を満喫できる場づくりや観光資源化を促進し、茶源郷まつり、自転車振興等の交流事業を発展的に継続し、「和東ファン」の獲得に向けた取組を進める。

また、本町の豊かな農村文化など魅力的な地域資源を活かし、週末移住等の二地域移住の受け入れを促進する。

【目標】

- 観光ボランティア数 10人
- 農業体験者数 4,000人
- ふるさと納税寄付件数 100件

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住・定住促進事業	和東町	
		結婚・子育て応援住宅総合支援事業	和東町	
		わくわく地方生活実現移住支援金事業	和東町	
	地域間交流	スマートワーク・イン・レジデンス事業	和東町	
人材育成	地域おこし協力隊事業	和東町		

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成28年度に策定した和東町公共施設管理計画の3つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

III. 産業の振興

1. 方針

基幹産業である茶産業を軸に、茶業に観光や産地直売、新たな農業等を加え、6次産業化を推進し、生産者だけでなく地域の商工業者がその担い手となり、その経済活動を通じて、都市農村交流の推進を図ることで、雇用の創出を目指す。

さらに、今後は、(仮称)犬打峠トンネル、新名神、北陸新幹線の開通・開業により、新たな交通流動や周辺都市圏へ時間距離の短縮が見込まれることから、新たなビジネスチャンスとして町内全域で受け入れ可能とする環境整備を進め、近隣市町村や京都府、地元関係団体等との連携のもと、それぞれの分野を担う人材育成と基盤整備を推進する。

2. 現況と問題点

(1) 農業

茶業は、和束町の基幹産業であり、800年の歴史を有する宇治茶は、日本を代表するブランドとして流通している。和束町は茶園面積568.3haを確保、茶価は他産地と比較すると高水準で維持されているものの、茶の購入量の減少等農家の生産意欲の減退も懸念される。茶業経営の継続発展のためには良質茶の生産体制の強化を図ることが必要である。

和束町の茶生産は、府内トップの主産地であり、主な茶種は「煎茶」「てん茶」となっており、茶園面積は府内の36.5%、荒茶生産量は48.2%、荒茶生産額は39.3%を占めている。

平成20年に「宇治茶の郷 和束の茶畑」が府景観資産として第1号に登録され、また、平成27年4月には本町を含む京都府南部地域の茶畑景観などが「日本茶800年の歴史散歩」として文化庁の日本遺産に認定された。

和束町の豊かな森林と清流や、茶畑に代表される美しいふるさとの風景を大切に守りながら、「和束茶」ブランドの普及を進めるとともに、安心・安全でおいしい農産物及び生産者や地域が小売店や消費者と直結した販売ルートを確立することにより高収益の農業を目指す必要がある。

しかし、専業農家は43.5%と少なく担い手の確保が急がれているのと同時に、兼業農家も減少し荒廃農地の拡大につながっている。また、近年は野生鳥獣被害が深刻となっており、過疎化と高齢化等により里と野生鳥獣との境界の役割を果たしていた集落周辺の里山に人の手が入らなくなったことで、里山には木が密集し、更に針葉樹の植林により野生鳥獣の餌となる草木や昆虫が育ちにくくなり、餌を求めて畑が荒らされ、生産意欲の低下に

つながっている。

また、耕作条件不利農地が、農家の高齢化に伴い耕作放棄地として拡大をしている。

条件の良い農地については農地流動化が進むものの、条件不利地においては荒廃が進んでいることから、農業農村整備を行い、機械の導入を可能にし、作業効率を高めるための施策が必要である。

特に、茶業においても、経営者の高齢化、担い手不足が進んでおり耕作の継続も難しくなっており、農産物の加工施設等を設置すること等により、農家の就労や雇用の場を確保することも必要である。

(2) 林業

和束町の森林面積は、4,945haで、町域の76%を占め、地球温暖化の防止や災害の防止、景観の保全等多様な役割を担っている。

しかし、林業の衰退とともに活力も低下し、林業関係者だけで森林を守ることは困難となり、放置された森林が増加している。

和束町においても、農林業者の高齢化や後継者不足から集落機能が低下し、耕作放棄地や放置竹林が増え、農作物への野生鳥獣被害も深刻化している。

林業においては、木材価格の低迷により担い手不足や不在地主の森林の未整備等から間伐や枝打ち作業が出来ていない森林が多く存在していることから、町内の林業関係者等と企業が一緒に取り組むため、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れを行っている。

現在、本町では既に京都モデルフォレスト運動の取組みとして3企業を誘致し、社員、家族等のレクリエーションの場と共に、植樹や下草刈、歩道整備、針葉樹の間伐、枝打ち、作業道整備、間伐材の有効利用、広葉樹の整備等を実施している。

また、森林所有者による間伐等の手入れがされないなど、適切な管理がされないことで、森林が放置状態となり荒廃が進んでいることから、森林の多面的機能を発揮させるには、適切な施業が行われるよう管理を進めていく必要がある。

(3) 地場産業

和東町の基幹産業である茶を活用した製品の開発等、6次産業化の積極的な導入を図り、地域の雇用拡大と所得向上を目指す農業経営体の育成を図る必要がある。

(4) 商業

和東町の商業の活性化を図るためには高齢社会にふさわしい商業サービスの提供や観光客のニーズに合わせた観光交流サービス業の振興が必要であり、特に茶どころならではの商品の品揃えの特徴を出していくためには農林業と連携し事業を進めていく必要がある。

一方で雇用の場の創出の観点からも、(仮称)犬打峠トンネル開通を見据えた茶どころとして立地を活かした新たな企業誘致を進める必要がある。

(5) 観光

近年の自然志向、農山村生活志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い増加する余暇需要に対応すべく、和東町の豊かな自然と歴史文化という貴重な地域資源を活用することとし、お茶の駅の拠点として「和東茶カフェ」を核とし、住民ボランティア等の連携を図りながら観光に力を入れている。

近郊都市住民の心の癒し、やすらぎの場、多世代交流の場として、また近郊住民の身近なレクリエーションの場として、自然と調和を図り、和東町にしかないものをアピールした事業展開を図っている。

和東町は、「宇治茶の郷 和東の茶畑」が平成20年に京都府景観資産地域に登録され、併せて京都府選定文化的景観にも選定され、平成27年4月には本町を含む京都府南部地域の茶畑景観などが「日本茶 800年の歴史散歩」として文化庁の日本遺産に認定された。

この景観を利用し、観光、環境、教育、雇用の場として、また文化、伝統、習慣を次世代へ継承するとともに、「和東茶」の地域ブランド化や、文化観光面において、今後活用していく必要がある。先人から受け継がれてきた生産技術などは和東町ならではの魅力である。茶業の継承、宇治茶の主産地としての誇りなど、茶農家だけでなく、関連産業を相乗的に発展させていく必

要がある。

和東町のまちづくりの課題は基幹産業である「茶産業」と今後拡大を目指す新しい文化・健康・癒し等の「観光産業」との融和を如何に図るか、つまりは伝統産業と新規産業の連携により広く都市住民との交流を促進し、「宇治茶の郷 和東」の魅力を引き出すかである。そのためにもこの恵まれた農村空間はその舞台であり、教育、福祉、医療等の充実を図り、「和の郷、知の郷、茶源郷 和東」を実現させていくことにある。

また、豊かな自然に囲まれた湯船森林公園をグリーンツーリズムやマウンテンバイクの拠点として体験観光の場づくりや身近に自然を楽しむ機会づくりを進めてきた。

令和元年の年間観光入込客は 170,429 人で観光消費額は 495,716 千円と一人当たりに換算すると 2,908.6 円となっており、ここ数年で大きく伸長したが、新型コロナウイルスの影響により、観光入込客数が減少している。

今後、犬打峠トンネル化により交通アクセスが改善されるため、これまで整備してきた施設を有効活用しながら多方面からの観光入込客数の増加を図る必要がある。

(6) 雇用対策

「宇治茶の主産地」でありながら、人口減少と少子高齢化による後継者不足や茶の流通形態が単一化していることから、新たな流通経路の開拓が必要であるが、そのノウハウを持った人材の不足、茶の文化・景観資産等質の高い地域資源をもちながら、それを生かす人材が不足しており、また和東町の面積の75%を森林が占め、平坦地が少ないことから、大規模農業、企業誘致も難しい実情にある。

基幹産業である茶産業を核として、これらに観光産業、伝統産業等を連携させながら6次産業も含めた産業振興を図ることで、地域が自発的に雇用を創出していく施策を展開し、茶の既存ビジネスをテコにした地域事業の拡大などの取組みと連動し、これらの取組を担う人材の育成・雇用の拡大・就労を促進する。

3. その対策

(1) 農業

地域営農体制の確立等地域ぐるみで農業を維持していくためのシステムの確立と、生産強化や高収益性農業生産の構築、担い手・後継者・新規就農者の育成など多面的な農業振興施策と生活環境の整備や就業機会の拡充など総合的な地域政策の視点に立った魅力ある農山村づくりを進める。

- ① 農地の区画形状の改善や農業用水路の整備などの農業農村整備の推進を図る。
- ② 農林産物のブランド化・高付加価値化、農地等を利用した観光レクリエーションとの連携強化などによる高収益農業生産の構築を図る。
- ③ 地域農業担い手の育成・新規就農者の確保に向けた農業振興施策を推進する。
- ④ 有機栽培の取組など、こだわりのある付加価値向上のための取組への支援を強化します。
- ⑤ 山村の総合的な維持・保全と環境整備を図るため、中山間地域等直接支払制度、経営所得安定対策直接支払交付金推進事業の充実を図るほか、「和東茶カフェ」を核とした都市農村交流や地産地消の推進など消費者等との連携による流通体制の整備の普及定着を図る。
- ⑥ 化学肥料や農薬の使用を削減し、和東町の立地や自然条件にあったエコファーマーの推進に努める。
- ⑦ 農地の流動化促進を図る。
- ⑧ 野生鳥獣による農業被害に対し、被害軽減に向け、捕獲用具の整備及び捕獲班員の育成による捕獲の促進、電気柵及び防除ネット等の資材の整備による侵入対策、行政区ごとの代表者に委託して地域ぐるみの追い払いを行うなどの取組みを進める。
- ⑨ 加工・販売・流通等「6次産業化」の促進を図る。
- ⑩ 産官学連携の推進を図る。

【目標】2025年度

- 荒茶生産額 年間30億円

- 雇用創出数 累計 95 人

(2) 林業

- ① 国土保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収、景観保全等森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう間伐等森林整備の推進を図る。
- ② 京都モデルフォレスト運動の推進により、企業の森林保全活動への誘致を積極的に行い、森林整備の促進を図るとともに森林組合等の林業事業体と連携し森林整備を担う新たな人材の育成、林業の担い手対策を図る。
- ③ 森林環境譲与税を活用し、適切な森林管理による森林機能の向上を図る。
- ④ 豊かな森を育てる府民税交付金を活用し、京都府内産木材製品の導入等、森林資源の利用を図る。
- ⑤ 野生鳥獣による被害等を軽減するため、猟友会と連携をしながら野生鳥獣の捕獲や被害対策等を図る。

(3) 地場産業

- ① 「和束茶」をブランディングし、知名度向上を目的に首都圏等の商談会や海外への販路拡大に向けた活動などを支援する。
- ② 茶産業に次ぐ新たな農作物を利用した新商品開発を行う。
- ③ 後継者の育成や業務の省力化等に対する支援を行う。
- ④ 和束茶の生産から流通までを一体的に行う企業の設立を支援する。
- ⑤ 農業の 6 次産業化を目指し、地域事業者や UIJ ターン希望者の就農等に関する相談やセミナーの開催、マッチング機会を創出するなど、新たな雇用創出を支援する。

【目標】 2025 年度

- 海外販路開拓成約件数 累計 3 件
- 地場製品を活かした商品開発数 累計 77 件
- 和束茶のブランディング企業の新規設立数 2 社

(4) 商業

(仮称) 犬打峠トンネル開通により発生する流通・観光・商業サービス等に対する需要を、町内全域で受け入れる体制整備のため、土地利用のあり方

や新たなビジネスチャンス进行调查研究し、地元企業の活動促進や町の魅力を活かした企業誘致を進めるなど、新たな事業創出に取り組む。

【目標】

- 新規企業誘致件数 2社

(5) 観光

和束町は関西文化学術研究都市や大都市近郊に位置するという立地条件と和束町の主要産業である茶産業を核とし、観光産業の振興を図る。

また、地域の特産物を活かし、住民が参加できる体制での農産物加工品等の開発や地域経済の活性化につながる付加価値の高い商品開発を進めるなど、宇治茶の主産地和束の産地力を共有した農林商工業の振興と農村景観を活かした新たな癒しの観光産業の発展、振興と和束町の豊かな自然と歴史文化という貴重な地域資源を活用し、農家民宿の利用促進や民泊による教育環境を推進する。

さらに、茶畑景観等の周遊観光の推進とともに、住民、観光客の安全を確保するために駐車場の整備や散策路等のおもてなし環境の充実、京都府や山城地域12市町村が主体となり設立したDMOとも連携しながら、お茶の京都による事業とともに観光による交流人口の拡大を図っていく。

【目標】

- 観光入込客数 300,000人
- 観光ボランティア数 10人

(6) 雇用対策

地域における雇用創出の拡大に向けて、農家や事業者が年間を通じて安定して人材が確保できるように、国、府、相楽東部地域と連携し、新たな体制の構築に向けて取り組む。

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション			
		観光ルート環境整備事業	和束町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	宇治茶の主産地和束ブランド推進事業	和束町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	和束町	
		多面的機能支払交付金事業	和束町	
		環境保全型農業直接支払交付金事業	和束町	
		農地中間管理事業	和束町	
		強い農業づくり事業	和束町	
		優良茶園振興事業	和束町	
		茶園環境改善事業	和束町	
		共同製茶等省力化推進事業	和束町	
		農業次世代投資資金給付事業	和束町	
		援農者支援と移住・定住促進事業	和束町	
		茶業振興対策事業	和束町	
		産官学連携推進事業	和束町	
		野生鳥獣被害総合対策事業	和束町(和束町有害鳥獣対策協議会)	
		緑の公共事業	和束町	
		松くい虫防除事業	和束町	
		湯船森林公園整備事業	和束町	
		森林環境譲与税に関する事業(森林経営管理事業等)	和束町	
		豊かな森を育てる府民税交付金事業	和束町	
		商工業・6次産業化	茶源郷和束にぎわい創出プロジェクト事業	和束町
	和束茶ブランディング企業設立支援事業		和束町	
	茶源郷和束6次化による雇用創出支援事業		和束町	
	商工会助成事業		和束町	
	地域雇用創出・人材確保支援事業		和束町	
	観光	観光看板・観光案内看板等設置事業	和束町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		観光案内管理運営事業	和束町 商工会	
		観光マップ・パンフレット作成事業	和束町	
		茶源郷交流促進事業	和束町	
		歴史ガイド育成事業	和束町	
		地域資産調査・研究事業	和束町	
		農家民宿開設・利用促進事業	和束町	
		グリーンスローモビリティ周遊観光事業	和束町	
		大学等研究機関との研究事業	和束町	
		縁側カフェ推進事業	和束町	
		ワールドマスターズゲームズ推進事業	和束町	
	企業誘致	企業誘致推進事業	和束町	

5. 産業振興促進事項

i. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
和束町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

- ii. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記3の「その対策」及び上記4の「計画」のとおり

6. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成28年度に策定した和束町公共施設管理計画の3つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

30年を超える施設は大規模改修の実施を検討し、安全に利用できる施設の継続に努めるとともに、老朽化による問題が発生する前から計画的に修繕する予防型の維持管理により長寿命化を図る。

IV. 地域における情報化

1. 方針

近年の情報通信技術の発達は、地理的・時間的な制約の解消につながり、住民の生活の利便性の向上や産業の振興、医療及び教育の充実等の地域課題の解決を実現できる可能性がある。和束町では、すでに全町域に情報通信環境が整備されており、それらを最大限に活かす施策を実施する。

また、平成25年度に整備した茶源郷行政情報配信システムは、町の情報を各家庭で知ることができるので、この環境を利用し、住民の利便性の向上、安心・安全の実現を目指す。

2. 現況と問題点

民間事業者により町内全域へ高速通信網が整備されたことから、平成25年度に茶源郷行政情報配信システムを構築した。現在は、地域情報・まちの動画・まちのおしらせ等の行政情報や議会中継を配信しているが、今後は双方向機能を活かした行政サービスの提供を進めていくとともに、普及率向上に努めていかななくてはならない。

また、平成26年度から運用開始している防災行政無線についても、災害時における情報伝達と併せて町などからの行政情報を配信する手段として有効活用する必要がある。

3. その対策

情報通信施設を最大限に活用して、防災、行政、議会、医療、教育、生活、産業振興などのあらゆる分野において、情報化施策の推進を図る。

また、高速通信網を活用して、住民との協働により「茶源郷和束」を町内外へPRする。

【目標】

- 茶源郷情報配信システムの普及 年間50基
(令和3年3月 480基 → 令和8年3月 750基)

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	茶源郷行政情報配信システム	和東町	
		自治体 DX 推進事業	和東町	

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成28年度に策定した和東町公共施設管理計画の3つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

V. 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 方針

道路は人流・物流の基盤であり、人や物の流量に応じた適正な整備が望まれる。和東町では、これまで国道163号から和東高橋間における道路拡幅を要望し改良を促進するとともに、和東川の橋梁架け替えを行ってきた。また、長年にわたる（仮称）犬打峠トンネル化の早期整備促進の要望により、令和5年度の開通に向けて工事が着実に進んでいる。

また、地域の移動手段として重要な地域公共交通について、和東町には鉄道が無く、平成14年9月のJRバスの廃止後、同年10月より奈良交通バスが木津駅と湯船小杉間を運行していたが、運行開始以降年々利用状況が大きく変化し、平成22年10月から加茂駅までの運行に再編された。バス利用者が減少する中、バス利用を促進するため小中学生への定期券の全額補助や、高校生への一部補助を実施するなど、生活に必要不可欠な公共交通の維持に取り組んでいる。また、一部の地区では、生活路線の確保の一環として

民間運送業者を利用した際の利用助成制度を行っている。

今後、生活の利便性を高める道路ネットワークの整備促進に引き続き取り組むとともに、高齢化社会がさらに進むことも見据えて、通勤通学、通院、買い物等日常生活で欠かせない地域交通システムが充実したまちづくりを進めていく。

2. 現況と問題点

(1) 道路

本町の道路網は和東川に沿って基幹道路である主要地方道木津信楽線が東西に走り、まちの中央で主要地方道宇治木屋線と交差し、いずれも国道307号と本町南端を横断している国道163号を結んでおり、これらを軸として和東井手線、奥山田射場線の一般府道2路線、生活産業道路としての町道265路線からなっているが、いずれも狭隘な道路が多い。

◎ 一般国道

国道163号は、三重県、京都南部、大阪を結ぶルートで、本町南端の木屋地区を木津川右岸に沿って東西に貫いている。交通量が21,632台/24時間、大型車混入率が約22%と広域的な都市間交通・運輸流通の役割を兼ねている主要幹線道路であり、集落地域においては歩道が整備されたが、本町内では幅員が狭小なうえ、交通安全施設が未整備であり、大変危険な状況となっている。

◎ 府道

主要地方道木津信楽線は国道163号から分岐し、和東町を東西に走り国道307号（滋賀県甲賀市）に至る、鉄道のない本町にとっては生命線とも言える最重要基幹道路である。

また、奈良、京都南部、滋賀を結ぶ通勤・観光道路であるが、狭小区間の道路改良等が未整備であるため交通事故が頻繁に発生する。

主要地方道宇治木屋線は木屋地区で国道163号から分岐し、和東町を南北に走り、国道307号（宇治田原町）に至る基幹道路であり地場産業品（お茶）

の出荷及び観光道路であるが、道路は山間部において狭小急勾配急カーブが連続し離合すら困難で、お茶の出荷時期や観光シーズンには脱輪などで渋滞が発生する場合がある。

一般府道と東井手線は、和束町主要集落と綴喜郡井手町を結ぶルートで、国道 24 号にも接続されている。沿道には主要産業の茶畑が数多くあり重要な路線であるが、全線狭小急勾配で離合困難なうえ山間道路であるため、土砂災害が多く発生しており住民生活に多大な支障を与えている。

一般府道奥山田射場線は主要地方道木津信楽線から分岐し、宇治田原町奥山田へと通じる路線であるが、狭小で急勾配なうえ急カーブが多く、全ての区間で離合が困難な山間道路である。

◎ 町道

本町の道路は、266 路線、総延長 235,788.2m であり、1・2 級町道の内 15 路線は国道 163 号もしくは、主要地方道木津信楽線、主要地方道宇治木屋線、一般府道と東井手線、一般府道奥山田射場線に接続している。

しかし町道の多くは、集落間を結ぶ生活道路であり、旧街道あるいは旧道を拡幅したのみで、幅員狭小・急勾配路線で離合困難、大型車の通行が不可能な未改良路線がほとんどである。

道路法に基づく台帳整備後の町道 235,788.2m に対し、改良率は 11.5%、舗装率は 45.6%（令和 3 年 4 月現在）となっている。改良率は平成 12 年の 9.0%から令和 2 年には 11.5%に向上したが、依然として低い状況にある。

道 路 整 備 状 況

(令和3年4月現在)

種別	路線数	総延長m	改良		舗装	
			延長m	改良率	延長m	舗装率
国道	1	2,048.1	2,048.1	100.0%	2,048.1	100.0%
府道	4	36,051.1	16,882.7	46.8%	36,051.1	100.0%
主要地方道	2	27,563.0	16,423.1	59.6%	27,563.0	100.0%
一般府道	2	8,488.1	459.6	5.4%	8,488.1	100.0%
町道	266	235,788.2	27,143.5	11.5%	107,414.8	45.6%
一級町道	16	16,059.6	7,692.1	47.9%	15,600.9	97.1%
二級町道	12	17,918.0	1,973.2	11.0%	12,903.2	72.0%
その他町道	238	201,810.6	17,478.2	8.7%	78,910.7	39.1%
備考	改良には、5.5m未満の改良も含む。					

(2) 橋梁

町が管理する橋梁は、現在175橋あり、このうち架設年が確認できる橋は112橋である。また、現在建設後50年を経過する老朽化橋梁は112橋中75橋で67%である。10年後には99橋にのぼり、架設年が把握できる112橋に対して88%が老朽化橋梁となる。20年後にはさらに増加して102橋、91%に達する。また約4割は架設年度が不明であることを考慮すると、これより早い速度で老朽化橋梁は増加するものと考えられる。

このように今後増大する老朽化橋梁の修繕・架け替えに要する経費に対して、どのようにコスト縮減していくかが問題となっている。

(3) 地域旅客運送サービス

平成25年11月の交通政策基本法に基づき、更なる利便性の向上と新たな地域交通のあり方を検討しなければならない。

◎ 路線バス和東木津線

少子化や転出による人口の減少や自家用車の普及によりバスの利用者は年々減少しており、今後もこの傾向は続くと思われる。

住民の要望等により平成14年度からJR木津駅まで運行することとなっ

たが、利用状況が大きく異なってきたため、8年経過後の平成22年10月1日よりJR加茂駅までの運行に路線を縮小した。

利用者の少ない要因の一つとして乗車運賃が非常に高額なことが挙げられる。

少子化がより顕著となり利用者が減少した収益率や乗車密度が低下し、路線を維持するために年間約37,000千円を負担しており、今後も負担金が増加することが懸念される。

◎町営バス木屋線

奈良交通月ヶ瀬山田川線が平成16年4月1日から休止したことに伴い、交通空白地帯となる木屋区住民の交通手段を確保するため町営バス木屋線を運行していたが、利用者の減少により平成27年6月30日をもって運休することとなった。

町営バスに代わり平成27年7月1日から生活路線を確保するため、タクシーを利用した際の利用助成制度をスタートした。

◎相楽東部広域バス

京都府、笠置町、和束町及び南山城村の共同により平成29年10月2日から、JR加茂駅を起点に、和束町（木屋）、笠置町を経て、南山城村のJR月ヶ瀬口駅を結ぶ相楽東部広域バスの運行を開始した。地域住民の生活の足として、JR運休時の代替交通手段として有効利用されている一方、コロナ禍による観光客の低迷も影響し、利用者数が伸び悩んでいる状況である。

3. その対策

(1) 道路

◎ 一般国道

○国道163号

近畿圏と中部圏を結ぶ幹線道路として、また京阪奈丘陵における関西文

化学術研究都市への主要アクセス道路としてその重要性は益々高まり、交通量も増加の一途をたどっている。

狭小区間の道路拡幅改良・バイパス化を図るとともに、自転車・歩行者の安全確保のための早期整備促進を要望する。

◎ 府道

○木津信楽線

本町の中心を横断するとともに、和束町の最も主要な幹線道路であり、小学校及び中学校の通学路にもなっている。生活道路として重要な路線であるため、狭小区間の道路拡幅改良とともに、歩道整備を行い、安全な歩行者交通の確保、激増するサイクリストへの対応の強化を要望する。

○宇治木屋線

相楽郡東部地域と山城中部地域を結ぶ路線であり、国道163号及び国道307号へのアクセス機能を有する重要な幹線道路である。道路拡幅改良、離合箇所の確保、落石危険箇所解消のための防災措置等の更なる改善を要望するとともに、和束町別所地内から宇治田原町南地内の（仮称）犬打峠トンネル化の早期完成、主要地方道木津信楽線・国道163号線間の1.5車線化を要望する。

○和束井手線

本町を起点に綴喜郡井手町に至る幹線道路で京都府南部地域を東西に結ぶ道路であり、沿道住民の生活交通を担う重要な路線である。本路線は、幅員が狭く急勾配で離合も困難な状況であるため、待避所や視距改良等の局所改良を組み合わせた、1.5車線的改良を要望する。

○奥山田射場線

本路線は、狭小で急勾配なうえ急カーブが連続し離合も困難な状況であるため、待避所の確保と突角改良、視距改良を要望する。

◎ 町道

町道は、国道・府道とともに道路網を形成する重要な道路である。国道・府道の整備と連携して、計画的に整備するとともに、町民の生活に密着した安全で快適な道路を整備し、老朽化等により安全な歩行や車両走行に支障を来した箇所の補修、改修を適切に実施し、集落間の連絡道路としての機能向上を図る。

【目標】

- 和東町を東西に貫く「主要地方道木津信楽線」を主軸とし、南北で計画している町道北部・南部幹線の整備促進、南北軸となる和東川に架かる町道橋の整備を行うことで、和東町内における大型車両のミッシングリンクの解消を図る。

(2) 橋梁

従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えと円滑な政策転換を図るため、国では5年毎の橋梁点検を義務づけており、その結果を基に補修・修繕の計画を立てることが必要であるため、長寿命化修繕計画を継続して策定するとともに、その計画に基づき橋梁の補修修繕設計、補修修繕工事を実施する。

和東川に架かる橋梁は、いずれも架設後60年以上が経過し老朽化が目立ち、幅員狭小な上、高欄が低く車両及び歩行者の安全な通行に支障を来していたことから、平成23年度から順次架け替え事業に着手した。車両及び歩行者の安心・安全な通行を確保するとともに、和東川兩岸のアクセスを改善するため、継続して事業を推進する。

【目標】

- 橋梁長寿命化は法定点検に加え、特に和東川に架かる橋梁については、和東町内の南北軸になり得る橋梁であることから、優先順位を定め計画的な整備を行うこととする。

(3) 地域旅客運送サービス

住民や民間企業との協働、ボランティア参画など、幅広い運営手法を検

討するとともに、現在の奈良交通バスルートに加えて、高齢者などの交通弱者を対象とした移送サービスなどの一体的なあり方を検討し、より便利な交通システムを構築する。

◎ 路線バス和東木津線

- ① 利用者の利便性や利用頻度等を勘案し、町の財政負担を考慮した路線バスの運賃補助やダイヤの見直しを検討する。
- ② 既存バス停留所の環境整備を行うとともに今後も利用促進に努め、小中学生及び高校生の通学定期券及び高齢者の公共交通利用促進のための補助制度も継続する。
- ③ (仮称) 犬打峠トンネル開通を見据え、新たなバス路線の在り方を検討する。
- ④ 高齢者等の交通弱者を対象とした移送サービスのあり方の検討を進める。
- ⑤ 定住性及び本町からの通勤・通学の利便性を高めるために、「通勤・通学バスの運行システム」や、近隣市町村における駐車場の確保等について検討を進める。

◎ 町営バス木屋線

- ① 町営バスの運休に伴い、代替えとしてタクシーを活用して引き続き利便性の向上を図る。

◎ 相楽東部広域バス

- ① 引き続き、京都府、笠置町、和東町及び南山城村の共同によりバスの運行を継続しながら、さらに利用者数が増加するよう住民や地域外へ利便性についての PR や、ホームページ等を活用して案内機能の充実を図り、相楽東部地域の人流の活性化に取り組む。

【目標】

- 公共交通（町の運営・補助含む）の利用者数 年間 100,000 人

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	町道施設改修事業	和東町	
		舗装管理事業	和東町	
		町道撰原下島線拡幅改良事業	和東町	
	橋りょう	祝橋整備事業	和東町	
		石寺橋整備事業	和東町	
		橋梁改修設計業務委託事業	和東町	
		橋梁改修工事	和東町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	路線バス管理事業	和東町	
		和東町地域公共交通タクシー助成事業	和東町	
		小中学生定期券補助事業	相楽東部広域連合	
		高校生定期券補助事業	相楽東部広域連合	
		相楽東部広域バス運行事業	JR 関西本線 (加茂以東)沿線 地域公共交通 活性化協議会	
		地域公共交通デマンド化事業	和東町 ・交通事業者	
交通施設維持	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	和東町		

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成28年度に策定した和東町公共施設管理計画の3つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

VI. 生活環境の整備

1. 方針

住民の安全・安心で快適な生活環境を実現していくために、河川、上下水道、生活排水等の整備、廃棄物処理方法の効率化とごみの減量化、近年頻発する激甚災害に対する地域防災対策の強化を図るとともに、住環境の充実を図るため空き家の活用を促進する等、住民の定住に向けた支援に取り組む。

2. 現況と問題点

(1) 簡易水道施設

和東中央簡易水道は、平成 9 年 3 月に認可を受け、湯船簡易水道と東部簡易水道が統合し、中央浄水場が平成 11 年に完成した。また、西部簡易水道が昭和 51 年 6 月に、木屋簡易水道が昭和 47 年に創設認可を受けてそれぞれ供用開始し、平成 31 年 4 月には、両簡易水道が和東中央簡易水道に統合（一元化）された。

和東町の水道普及率は 99.00%（平成 26 年 3 月現在）であるが、各施設や管路の老朽化が進んでおり、安全、快適な飲用水の供給を維持するためには、これらの問題の解決が必要不可欠である。

特に、旧西部簡易水道地区は、40 年を越える配管が当初のままで、早急な対策が求められる。

さらに近年は、過疎化による人口減少が急激に進んでおり、有収水量の減少に伴う水道料金収入の減少などの問題も浮上している。

(2) 下水道処理施設

本町では、公共用水域の水質を保全し、生活環境を快適にするため、特定環境保全公共下水道事業を実施しており、平成 12 年 10 月から供用開始区域を順次拡大して現在に至っている。

平成 23 年度末に計画区域内の面整備は概ね完了しているが、未接続の家庭等も多く存在する。

また、家屋が点在する小集落については、公共下水道の整備が適さない

ことから、合併処理浄化槽の普及促進を進めている。

(3) 廃棄物処理施設

ごみの排出量は、ここ数年横ばい状態にあり、一人当たり一日670g程度となっているが、ごみの減量化に向けた対策を急ぐ必要である。

一般廃棄物処理施設の運営については、現在、和束町、笠置町及び南山城村で構成する相楽東部広域連合で行っているが、施設である相楽東部クリーンセンターは、現在、稼働を休止しており、一般廃棄物の処理については、収集運搬・最終処分を含め、民間委託により処理を行っているが、各市町村が責任を持って安定的・効率的に行っていく必要がある。

また、ペットボトル、プラスチック、かん、ビン等についてはリサイクルを行っており、古紙回収、生ごみ処理機等への補助を行っているところである。

(4) し尿処理施設

し尿処理については、相楽郡広域事務組合で行っている

少子高齢化の影響もあり、令和2年度末の和束町の水洗化率は80.7%と低く更なる水洗化を進める必要がある。

また、し尿処理施設においても、合併処理汚泥処理量が増加しているものの、全体の処理量は減少している。

(5) 消防防災

近年の気象情報の変化に伴う、様々な災害に対応できる総合的な防災体制の構築を図るためには、重点的に防災行政への取組が必要である。

これまで、有線テレビ放送の開局と共に、昭和59年8月各家庭に音声告知放送機器を設置し、行政放送、災害情報等の提供を行ってきたが、長年の使用により機器が使用できない状況であったため、音声告知放送に代わる情報伝達手段として、平成26年4月に防災行政無線を各家庭に設置し、運用を開始した。

地域防災の中核を担う消防団員の減少が課題となっていることから、消防団員確保対策や組織編成に取り組むとともに、使用年数が経過した小型動力

ポンプ付き積載車等の更新をはじめとする消防防災設備の充実を図る必要がある。

また、和束町は7割を山林が占め、山地災害から住民の生命と生活を守るため、保安林機能の高度発揮を図る改良・保育等を積極的に行うこととする。

(6) 共同浴場

町民の生活環境の改善向上を図るため設置している共同浴場については、昭和52年に整備した施設で44年以上が経過し、老朽化により頻繁な設備の修繕が必要となっている。

(7) 住宅

本町では、若者を中心とした人口流出により、人口の減少や少子高齢化が進んでいる。このことは、農業をはじめとする産業の後継者不足やコミュニティの衰退につながり、ひいては、町全体の活力にも影響するため、住宅施策においても、若者の定住促進や少子高齢化に対応した施策を検討する必要がある。

本町の住宅ストックは持ち家主体であり、新設住宅の着工動向から、今後その傾向は変わらないことが予想されるが、良好な借家ストックは、就業状況やライフスタイルの変化などから、今後一定の需要は予想される。

現状では、町営住宅が本町の借家ストックの中心となっているが、新規需要には対応が難しい状況であり、良好な借家ストックが不足しているといえる。

今後は、必要な生活支援サービスを受けながら賃貸住宅に居住する高齢者が多くなることから、自立支援を前提としたバリアフリー化された住宅の整備を推進する必要がある。

町営住宅においても、こうした高齢者の生活の場としての役割を果たしていくことが求められてくる。このため、福祉・医療との連携をより積極的に図り、高齢者のニーズに応じた良質な生活支援サービスを楽しむ町営住宅の供給促進が必要となってきている。

本町の町営住宅は、耐用年限を既に過ぎている木造の団地もあり、また、

耐用年限は過ぎていないが、住戸規模の相対的な縮小や設備などの老朽化が進んでいる団地も多く、管理のため毎年多大な修繕費用が生じるため、本町における町営住宅の役割を再整理した上で、適切な対応を図る必要がある。

本町の町営住宅の入居者の状況を見ると、いくつかの団地において特に高齢化が進んでおり、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も多く、整備年が古い団地を中心に居住年数が長期化している傾向があり、新規需要に対応し難い状況である。

また、平成 26 年度に全戸を対象に行った空き家調査では、空き家と判断された 107 件のうち利用可能な空き家は 83 件あったが、所有者から提供可能と回答があったのは 19 件に止まり、そのうち 17 件が空き家バンクに登録されおており、これまでに 11 件の成約があった。令和元年 12 月末で利用可能な空き家が 83 件あるものの、今後はさらに空き家の掘り起こしが必要である。

3. その対策

(1) 簡易水道施設

○ 既設水道事業の統合計画

既設の 3 浄水場（中央、西部、木屋）を統合し、和束町簡易水道事業に一元化することにより、効率的な管理、経営が可能になり、大規模な災害時にも迅速な対応をとることが可能となった。今後は、維持管理に努め、長寿命化を図っていく。

○ 配水管の耐震化、老朽化対策

既存の管の布設替と併行して、浄水場の統合に伴う管路の更新を行ったが、さらに老朽化が進む旧西部水源内の管路整備を進めるとともに、基幹管路の耐震化についても段階的に進めていく。

(2) 下水道処理施設

公共下水道の計画区域においては、広報啓発活動の充実により接続率の向

上を図るとともに、下水汚泥の有効利用等についても検討を進める。

また、公共下水道の計画区域外の地域においては、合併浄化槽設置への支援を継続するとともに広報啓発活動も充実させて普及促進を図りながら、処理施設への対応として、老朽化する施設の長寿命化に取り組む。

【目標】

- 公共下水接続率の更なる向上を目指し、施設全体の長寿命化を図る。

（３） 廃棄物処理施設

ごみの減量対策に向けて、粗大ごみ、生ごみ処理についてはモデル地区の設定等の取組みを進めていく。

現在、民間委託で行っている一般廃棄物の処理については、過渡期の対応と考えており、「一般廃棄物の処理について、市町村が自ら処理を行うことはもとより、他者に委託する場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有する。」という廃掃法の趣旨を踏まえ、安定的・効率的に行えるよう、今後のごみ処理の方法を検討していく。

今後とも、古紙回収や生ごみ処理機等への補助を継続し、循環型社会の形成推進と、ごみの減量化、ごみのリサイクル等 3 R の推進に努めていく。

ごみ焼却施設及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討をし、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進める。

（４） し尿処理施設

し尿処理施設については、機器の最適化を行い、電力や燃料による二酸化炭素発生量の削減を図りつつ、施設の長寿命化を図る基幹的設備改良工事が実施され、令和 3 年 4 月 1 日から運用を開始、さらなる施設運営の効率化と管理体制の適正化を図るための協議を進める。

（５） 消防防災

防災行政無線は、災害の発生が予想される場合や、火災災害が発生した場合に、住民の皆様にご正確かつ迅速に情報を伝達し、被害を最小限に止める役割を果たすものであり、防災施設の実効的な運用により、充実した防災体制

を築き、住民の安心・安全を守り、行政サービスの向上につなげるとともに、災害や緊急時の情報伝達手段として行政情報をすばやく全住民に知らせることとする。

また、山地災害から住民の生命と生活を守るため、間伐等の実施と治山事業等の導入を図るとともに、使用年数を経過した小型動力ポンプ付き積載車等の計画的な更新をはじめ消防防災設備の充実を図る。

地域防災力の向上のため、特定の任務に限り活動を行う機能別団員制度を導入し消防団員確保に取り組むとともに、組織編成の検討も進める。また、近年頻発している大規模な風水害等に対する住民の防災意識の向上に取り組むため、防災マップや水害等避難行動タイムライン等を活用した避難訓練に取り組む。

【目標】

- 避難訓練の実施地域 14 地域（全ての消防団及び自主防災組織）

（６） 共同浴場

適切な維持管理に努めるとともに、計画的な設備改修を図る。

（７） 住宅

- 地域特性を生かし、地域に根ざした良質な住宅供給を図り、多様なニーズに的確に答えていくため魅力ある住環境の整備を図る。
- 定住支援とともに、子育てしやすい住宅環境整備を図る観点からも、定住奨励金制度等の空き家の改修を含めた活用、住宅に関わる相談窓口の設置、サテライトオフィス整備等によるテレワークの環境づくりにより定住対策を図る。
- 老朽化が進んでいる町営住宅については、地域独自の発想を生かし、地域に根ざした性能を確保した上で、高齢化の進行に対応しつつ、順次計画的に、入居者の居住水準の向上と、住環境の改善を目指すものとし、長寿命化計画に基づき建て替えなども計画に盛り込み進めていく。
- 空き家の活用について、平成 26 年度のアンケート調査において回答がなかった空き家についても状況を把握し、和束町空き家等対策計画の策定を

検討する。

【目標】

- 施設の長寿命化計画に基づき円滑な運営管理を進めるとともに、入居者の住環境の向上を目指す。
- 公営住宅の多様な活用

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	簡易水道給水施設整備事業	和東町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下水道整備事業	和東町	
	その他	合併処理浄化槽設置事業	和東町	
	(5)消防施設			
		消防団ポンプ積載車更新事業	和東町	
		消防団無線整備事業	和東町	
		消防車両更新事業	相楽中部消防組合	
		高規格救急自動車更新整備事業	相楽中部消防組合	
	(6)公営住宅			
		町営住宅整備事業	和東町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	家庭用生ごみ処理機等補助	和東町	
	ゴミ減量化推進補助事業	和東町		
	ゴミ収集運搬委託事業	相楽東部 広域連合		

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成28年度に策定

した和東町公共施設管理計画の3つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

VII. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 方針

「子育てするなら和東町」と言われるよう、子どもたちが元気にいきいきと育ち、全ての住民が安心して子育てができ、地域社会全体で子育てを見守るまちを目指し、子育てニーズにきめ細やかに対応したハード・ソフトの充実に取り組む。

また、全町民の健康づくりに向けた意識啓発等に取り組むのはもとより、高齢者、障がい者が、いつまでも健やかに生きがいに満ちた生活が送れるよう、可能な限り地域で自立した生活を送れることを目指し、地域全体での支え合い、共に豊かに安心して過ごせる環境づくりに取り組む。

さらに、保健、福祉、医療のより一層の連携強化を図るための中核施設として総合保健福祉施設の整備を推進する。

2. 現況と問題点

(1) 子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行は、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に構造的変化をもたらすとともに、育児不安や児童虐待の増加など子どもや家庭、地域といった子育てを取り巻く身近な環境にも大きな影響を及ぼしている。

幼児期は人格形成のうえで最も重要な時期であり、次代の担い手である児童の心身とも健やかな発達のため、養育機能や支援体制の充実など家庭や地域社会が一体となって、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。

本町では、平成10年4月に学童保育所、平成14年4月に地域子育て支援センターを開設し子育て環境の向上を図るとともに保育所の延長保育や一時保育の充実に取り組んできた。

今後は、令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、あたたかいふれあいの中で子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまちをめざして、総合的な子育て支援の推進に積極的に取り組んでいく必要があるとともに、子どもの安心・安全を確保するため和東保育園の耐震補強工事や施設改修を計画中である。

(2) 障がい者支援の充実

本町では、令和3年3月に「地域全体で支えあい共に豊かに安心して過ごせるまち」を基本理念とした障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も生まれ育った住み慣れた地域の中で、共に豊かに安心して生活できるよう社会全体で共に支え合う地域福祉の実現に向け、障がいのある人を支える施策・事業を総合的に推進していくことを掲げている。

すべての障がい者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられている。

そのためには、障がい者の自主性・主体性の確立やバリアフリー化の促進、障がいサービスの利用者本位の支援等、生活の質の向上と安心・安全な暮らしを支援する必要がある。

(3) 高齢者対策の充実

本町における平成27年4月1日現在の高齢者人口（65歳以上）は1,660人、高齢化率は38.3%となっており、約5人に2人が高齢者という状況であり、少子化の進行や若年層の転出により、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、寝たきり・認知症などの要援護高齢者もますます増加している。

このような状況にあって、令和3年3月に「第9次高齢者保健福祉計画

及び第8期介護保険事業計画」を策定し、「安心と生きがいに満ちた支え合いの茶源郷 和束をめざして」を基本理念に高齢者が心身とも健康で、いつまでも現役でいられるよう、多彩な活躍の機会がある町をめざすとともに、見守りや支援、介護が必要になっても安心できる地域社会を実現するため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ってきている。

今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、総合的な保健・医療・福祉施策の推進に一層取り組む必要がある。

(4) 町民の健康づくり

生活水準の向上や健康思想の普及、医療の進歩等で健康水準は向上してきた一方で、高齢化の進展や食生活の変化等により疾病構造は複雑化している。

全ての住民が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、一人ひとりが健康管理の大切さを認識し、関心を持つことが重要である。

このためにも、自己健康管理意識の定着を図るとともに、健康教室や健康相談などを一層充実する必要がある。

また、死因の多くを占めている、がん、心臓病、脳血管障害に代表される生活習慣病の予防対策として、各種検診を充実するとともに受診しやすい検診体制の整備や広報活動の充実を図ることが重要となっている。

3. その対策

(1) 子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園においては子どもの成長・発達を重視しつつ、利用者の期待に応えるサービスの改善を進め、より質の高い保育内容の充実を図る。

子育て支援センターでの育児相談や一時保育事業、保護者の緊急的ニーズや児童の緊急保護等に迅速に対応できる体制づくりを図る。

学童保育所施設の拡充や指導員体制の確保に努める。

親が子どもへの理解を深め、主体性をもって健康づくりや子育てに取り組

んでいけるよう乳幼児健診、訪問指導等の保健指導の充実を図る。

児童虐待への対応は、早期発見、早期対応が非常に重要であることから、要保護児童対策地域協議会を中心にネットワーク構築を図る。

また、昭和 54 年に建築された和東保育園の耐震補強工事と併せて保育環境の向上を図るため施設改修を行う。

【目標】

- 待機児童を出さず、安心して育児ができる環境づくり
- 児童虐待 0 件

(2) 障がい者支援の充実

第 6 期障がい福祉計画に基づき、福祉教育や広報、啓発活動の推進により、障がい者（児）についての理解を深め、地域福祉活動への参加とボランティア活動の充実を進める。

また、障がい者（児）が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活が送れるように、相談支援体制の充実と多様なニーズに対応した在宅サービスの充実を図るとともに施設サービスの拡充に努める。公共施設等のバリアフリー化を進め、住みよいまちづくりを推進する。

安心して生活できる、安全でやさしいまちづくりを進めるため、緊急通報装置などの設置や災害時における避難支援等の体制整備を図る。雇用と就労の場の確保と就労支援体制の強化を図る。

【目標】

- 地域生活支援拠点等の圏域整備 1 箇所
- 特別支援教育の充実

(3) 高齢者対策の充実

高齢者の生きがいのための地域づくりとして、老人クラブ等の高齢者主体の活動の促進を図るとともに生きがいにつながる高齢者のための活動の場の確保に努める。

介護予防のための支援として、健康教室や広報紙等を活用し介護予防に関する啓発を進めるとともに、通所型介護予防事業の充実を図る。

安心できる介護サービスを推進するため、訪問系・通所系の居宅サービスの充実を図る。

また、高齢者ホームヘルプサービス、軽度生活援助サービス、日常生活用具給付等事業緊急通報装置設置事業、寝たきり老人紙おむつ代補助金事業、外出支援事業など介護保険制度以外の在宅福祉サービスの充実を図る。

地域福祉と地域ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化を図る。

認知症高齢者対策を推進するため、認知症を正しく理解するための啓発活動、成年後見制度の利用支援を図る。

【目標】

- 介護予防の充実

(4) 町民の健康づくり

関係機関と連携し、各種検診や健康教育、健康相談等の保健事業による疾病の早期発見、早期治療を進めるとともに、食生活の改善、運動教室、心の健康づくりなど、健康に関する意識の高揚と正しい知識の普及を図る。

また、保健、福祉、医療のより一層の連携強化を図るための中核施設として総合保健福祉施設の整備を推進する。

【目標】

- 特定健診、各種がん検診の受診率向上
- 保健、医療、福祉のワンストップサービス提供の推進

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	和束保育園耐震・改修事業	和束町	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
	総合保健福祉施設	総合保健福祉施設整備事業	和束町	

	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て支援センター運営事業	和束町	
	高齢者・障害者福祉	高齢者ホームヘルプサービス事業	和束町	
		軽度生活援助サービス事業	和束町	
		日常生活用具給付等事業	和束町	
		緊急通報装置設置事業	和束町	
		寝たきり老人紙おむつ代補助金事業	和束町	
		外出支援サービス事業	和束町	

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成 28 年度に策定した和束町公共施設管理計画の 3 つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

VIII. 医療の確保

1. 方針

人口減少が進む中、住民が安心して公的な医療サービスを楽しむよう、国、京都府や近隣自治体、医師会をはじめとする医療関係機関等と連携し、医療従事者の確保等、医療提供体制の充実を図る。

また、高齢化や多種多様な生活環境の変化に伴い、多様化する医療ニーズに対応するために、近隣の京都山城総合医療センターや学研都市病院等と広域的なネットワークを築く。

さらには、近隣の総合病院や消防など関係機関と連携協力し、救急医療体制の維持充実に努める。

2. 現況と問題点

(1) 地域医療

年々高齢化が進む本町にとって、住民が健康で文化的な生活ができるよ

うに、地域の保健医療体制整備の充実を図ることは急務である。

最近では医療技術や保健活動の向上によって住民の健康は増進してきたが、保健医療に対する需要は、高齢化や生活環境の変化に伴い増加の傾向にある。

本町の医療機関は、和東町国保診療所の他に内科医院が2施設と歯科医院が1施設あり、国保診療所は一次医療施設として、また保健指導や検診施設として重要な役割を担っている。

しかしながら、国保診療所は建設後50年以上が経過し老朽化が著しく、部分的な補修等で対応しており、住民が安心して受診できるよう新施設の建設が望まれる。

(2) 子育て支援医療

少子高齢化が著しく、人口減少が進む和東町において、子育てを地域で支え、誰もが安心して子どもを産み育てていく環境を整えることは、過疎対策としての重要な位置を占める。

3. その対策

(1) 地域医療

休日、夜間の診療体制を含めた広域的な救急医療体制の整備を図るとともに、一層の保健・医療・福祉の連携強化により高齢社会の進展に対応する。

- ① 地域医療体制の充実のため、医療従事者の確保、医療機器等の整備などを推進する。
- ② 救急医療の多様化と専門性に対応するため、関連機関及び近隣総合病院との連携等により救急体制の充実を図る。
- ③ 地域医療体制の一体化のため総合保健福祉施設の整備を推進し充実を図る。

【目標】

- 総合保健福祉施設の整備（令和6年度中）
- 総合保健福祉施設の整備と合わせてレントゲン等の検査機器を更新し、電子カルテシステムと連携した運用を行う。

(2) 子育て支援医療

次代を担う子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するため、出生の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある、乳児・児童・生徒に対する医療費の無料化を実施する。

そして安心して子どもを生み育てられる地域として、人口の流出を抑制し、若年層を中心として定住化を促進する。

4. 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	診療所	国民健康保険診療所整備事業(総合保健福祉施設整備事業)	和束町	再掲
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	すこやかエンジェル基金積立事業	和束町	

5. 公共施設等総合管理計画との整合

平成 28 年度に策定した和束町公共施設管理計画の 3 つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、総合的な保健医療の中核施設として、社会福祉センターと複合化した総合保健福祉施設としての整備を推進する。

IX. 教育の振興

1. 方針

人口急減や超高齢化が一層進み、地方がそれぞれの特徴を活かした社会を創生しようという、いわゆる「地方創生」が叫ばれる中、地域社会と行政が

一体となった「人づくり」と、そのための教育に力を注いでいくことが強く求められている。

相楽東部広域連合は、「地域づくりとその未来づくりは、教育による人づくりが支える」、即ち教育こそが相楽東部の明日を切り拓く原動力となるという考えのもとに、次の3点を基本方針として「連合の教育」を進める。

1. 社会における教育の機能

「人づくり・地域づくり・未来づくり」

～ 人づくりによる地域と未来の創生 ～

2. 未来を展望した教育

- 子どもが地域に愛着を持つことのできる教育の推進
- 学校と地域のパートナーシップによる「地方創生の実現」
- 少子化・人口減少社会に対応した活力ある教育活動の展開
- 変化の激しい社会に対応すべく「不易と流行」による教育の展開

3. 広域連合による教育への期待

＝特性を活かした“ならでは”の教育の推進＝

＜広域連合の特性・相楽東部の特性・各校の特性＞

- (1) 各校のよさの共有、相互支援、切磋琢磨による学校の活性化
- (2) 学校間の連携強化による児童生徒の学習意欲の向上
- (3) 地域の特性、住民のニーズを踏まえた学習機会や場の提供と学習環境の充実
- (4) 生涯学習社会の実現に向けた地域住民の活発な交流とつながり

2. 現況と問題点

(1) 学校教育

相楽東部広域連合教育委員会では、「連合の教育」の重点や「教育に関する大綱」さらには、構成3町村の総合計画を踏まえつつ、地域づくりとその未来づくりは、教育による人づくりが支える、即ち教育こそが相楽東部の明日を切り拓く原動力となるという考えのもとに、「連合の教育」を進める。和東町の学校教育施設は、小学校1校、中学校1校、そして、給食センターを有しており、令和2年度に学校教育施設長寿命化計画を策定

し、児童生徒の安心・安全な学校生活を確保するためにも、長寿命化計画に基づいた計画的な改修を進めていくことが必要である。

また、義務教育における児童生徒数は、令和3年度現在で小学生124名、中学生56名の計180名で、平成22年の279名と比較すると、約64%にまで減少しており、今後さらに少子化が進行する見込みである。

教育面では、1社会における教育の機能「人づくり・地域づくり・未来づくり」、2未来を展望した教育、3広域連合による教育への期待「特性を生かした“ならでは”の教育の推進」の3点を基本方針に掲げ、児童生徒の学力の向上だけでなく、連合管内の学校間の多様な交流や合同学習を組織的・計画的に推進するなど、小規模校の特性を活かした教育活動を展開し、子どもたち一人一人に寄り添い、すべての子どもの可能性を最大限に引き出し、個性や能力を一層伸ばし、すべての子どもが『包み込まれているという感覚』を実感し、『自己肯定感』をはぐくむことができるよう、学校、家庭、地域がコミュニティとしてそれぞれの役割と責任と強みを活かし、社会総がかりで取り組んでいる。

また、新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育として、Withコロナに適切に対応した教育の推進、ICT教育の一層の充実、『社会に開かれた教育課程』の実現、子どもの貧困対策、プログラミング教育の推進、キャリア形成と自己実現等について、学校と家庭・地域との連携強化に取り組んでいる。さらに、教職員の資質の向上や多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取組み、教育環境や教室等学校環境の整備に努めている。

(2) 社会教育

国際化・情報化の進展や産業構造の変化、少子高齢社会の進行など急激な社会経済情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進んでいる。また、人々の生活水準は向上し、物質的な面での豊かさに加え、精神面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で文化的な生活の追及や自己実現を図ることが求められている。

住民の自主性や自発的な諸活動を基盤としながら、住民相互の連帯意識の

向上を目指し、「生涯学習社会」を実現していくため、今後も生涯学習推進体制の整備充実を図り、広く生涯学習機会を提供していくことが必要である。

人権教育は、すべての人々が人権尊重の自覚を高めることにより、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものである。

本町においては、これまで人権講演会や人権研修会などさまざまな取組を行ってきたが、今後も引き続き人権尊重の明るいまちづくりの推進が必要である。

また、住民の誰もが生涯のライフステージにおいて、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力ある町づくりなどにとって大きな意義があるとともに、高齢者、障がい者の健康保持にも期待することができる。

3. その対策

(1) 学校教育

◎ 「連合の教育」の施策推進の方策について

① <豊かな学びの創造と確かな学力の育成言語活動の充実>

- ・基礎・基本の確実な定着
- ・活用力・対応力の育成
- ・学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び
- ・京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

② <豊かな人間性の育成と多様性の尊重>

- ・人権教育の推進
- ・豊かな心をはぐくむ道德教育と読書活動
- ・自立と社会参加に向けた特別支援教育
- ・人格形成の基礎を培う幼児教育
- ・いじめや暴力行為の防止対策の充実
- ・不登校児童生徒に対する学びの保障

③ <健やかな身体の育成>

- ・学校や地域におけるスポーツの機会の充実

- ・健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応
 - ・次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上
- ④ <学びを支える教育環境の整備>
- ・安心・安全を守る学校危機管理
 - ・多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築
 - ・優れた教員の確保と資質能力の向上
 - ・教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり
- ⑤ <学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進>
- ・家庭の教育力の向上
 - ・地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
 - ・地域の担い手として生きる力をはぐくむ教育
 - ・生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実
- ⑥ <文化振興と文化財の保存・継承・活用>
- ・郷土の伝統文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成
 - ・文化芸術に親しむ環境づくり
 - ・郷土の文化財の保存・継承・活用
- ⑦ <魅力ある学校づくりの推進>
- ・特性を活かした“ならでは”の魅力ある学校づくり
 - ・学校間（小小、中中、小中等）連携の充実

（２） 社会教育

生涯学習社会の実現

- ▶ 社会教育委員会議をはじめとする関係組織及び関係団体の活動の活性化に努め、生涯学習を推進する体制整備に努める。
- ▶ 社会の変化や住民の多様なニーズに対応するために、社会教育関係職員の専門性を高めるための研修の充実を図る。
- ▶ 学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用するとともに、人材バンクの設置など、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興に努める。

人権教育の推進

人権という普遍的文化の構築を目指して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けての学習活動の充実を図り、人権意識の高揚に努める

家庭・地域社会の教育力の向上

- ① 家庭における基本的な生活習慣の形成をはじめ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うため、子どもに読書習慣を身に付けさせるなどの学習活動の充実を図り、家庭の教育力の向上に努める。
- ② 放課後子どもプランを推進し、家庭や地域社会における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校外活動の充実と、家庭・地域・学校の連携強化に努め、学校教育や家庭教育への支援など社会総がかりで子どもを育てる環境づくりに努める。

文化・スポーツの振興

- ▶ 地域スポーツの振興と文化団体の育成や組織の充実を図る。
- ▶ 歴史や文化を正しく理解し、文化財の保護と活用を図るとともに、継承・発展させる取組の充実を努める。

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	和東小学校屋根改修事業	相楽東部広域 連合	

5. 公共施設等総合管理計画との整合

和東小学校は計画的な修繕による長寿命化を図り、和東中学校は子どもたちが安全に学ぶことが出来るよう老朽化により発生した不具合に対して迅速

な修繕を行う。

X. 集落の整備

1. 方針

和東町の集落は地域によりそれぞれ固有の課題がありますが、いずれの集落も状況は厳しく、少子高齢化が進み、後継者不在による遊休農地の拡大や、森林の荒廃などが課題となっている。今後も、集落等が自立して、住民が連携してそれぞれの地域特有の強みを活かし持続可能な地域づくりに取り組めるよう、地域の環境整備を進めるとともに、地域の活性化に向けた地域の人材活用を推進します。

2. 現況と問題点

本町は、和東運動公園や茶業の共同施設等のある西和東地域、公共サービスや教育、商業施設が集積した中和東地域と東和東地域、及び交流の拠点である湯船森林公園がある湯船地域に分かれており、15の行政区域がある。それぞれのエリアに応じた整備が求められている。

また、本町は過疎地域であるが、辺地地域も有している。辺地地域の高齢化率は非常に高く、地域の活性化は著しく低下することが懸念されている。

3. その対策

各地域の特性を活かしながら、自然環境保全及び豊かな住民生活や活力あふれる集落の整備を行い、5年後の和東町の将来像に向け、今後の地域構造成形の基本的な考え方は次のとおりとする。

- ◎ 木津信楽線と白栖橋北側の宇治木屋線を幹線道路として位置付ける。
- ◎ 和東町全体を緑と里山の環境整備エリアと位置づけ、その中に、既存集落を中心とした生活環境整備エリアが構成されている。
- ◎ 役場に隣接し、「(仮称)総合保健福祉施設」の建設が予定されている、この周辺一帯を「暮らしの拠点エリア」と位置付ける。

- ◎ (仮称) 犬打峠トンネルからの宇治木屋線沿線は、今後新たな流動軸になるところであり、「沿道型サービスエリア」とするとともに、グリーンティ和東～運動公園一帯を「交流拠点エリア」として、活性化を図る拠点とする。
- ◎ 湯船マウンテンバイクランド周辺は、「レクリエーション拠点エリア」と位置付ける。
- ◎ 町の代表的な茶畑景観エリアを含め、緑泉コースを中心とした人の回遊ルートの整備を図る。

また、地域活性化に資する人材の外部導入を促進する為、田舎暮らしや農業体験を希望する若者の力を活用する地域おこし協力隊制度の活用や、地域、行政、民間、外部の関係者をつなぎ、調整や橋渡しをしながら実質的にプロジェクトをマネジメントできる「地域プロジェクトマネージャー」の導入に向けて検討する。

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域おこし協力隊事業	和東町	再掲

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成28年度に策定した和東町公共施設管理計画の3つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

XI. 地域文化の振興

1. 方針

和東町固有の茶畑景観を利用し、観光、環境、教育、雇用の場として、また文化、伝統、習慣を次世代へ継承するとともに、生産品の「地域ブランド」化や文化観光面において、今後活用しながら保存・創出を図るとともに、地域文化を支える人材の発掘や育成を支援し、個性ある地域づくりに取り組む。

2. 現況と問題点

和東町の茶畑景観が、平成 20 年 1 月に京都府景観資産第 1 号に登録され、平成 25 年 11 月に景観法に基づく景観行政団体となったことから、平成 28 年 6 月に和東町景観計画策定委員会を設置し、和東町景観計画を策定した。

そして、令和元年 7 月 1 日から和東町の景観の保全・育成に関する基本的な事項及び景観法の規定に基づく必要な事項を定めた和東町景観条例を施行している。しかしながら、人口減少や高齢化に相応して、茶業の担い手は減少し、茶園の荒廃が進みつつある。

3. その対策

茶畑景観を利活用し茶文化を振興していくために、茶業振興を図りながらこれまでの町民の営みや生業、地域の自然及び風土により形成された風景を、町全体の財産として次世代に受け継ぐとともに、町民の皆様が景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進めるための景観保全に向けた支援金事業を推進する。さらに、地域毎の文化的事業への継承支援や茶文化を支える人材の発掘・育成を支援する。

4. 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	和東町景観修景支援事業費補助金	和東町	
		地域文化継承支援事業補助金	和東町	

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成 28 年度に策定した和東町公共施設管理計画の 3 つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

XII. 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 方針

本町の豊かな自然環境は、基幹産業である茶業を支える地盤で、醸し出す景観は憩いとやすらぎを与えるかけがえのない財産であることから、これら自然環境と地域住民の生活環境の保全を図りつつ、再生可能エネルギーの利用推進に努めるものとする。

2. 現況と問題点

地球温暖化、資源消費の増大、生物多様性の劣化などが進むなか、森林や里地・里山等と和東町の農村空間、自然を保全し継承するとともに、廃棄物の適正な処理や自然環境の保全に資する計画的な地域資源の利活用を図っていく必要がある。

そのためには、農林業、観光など、地域社会の振興や、住民の暮らしの向上につながるよう、地域に適した方法で、水力、風力、太陽光等豊かな資源から、地域分散型の再生可能なエネルギーを効率的に利活用し、エネルギーの地産地消による、地域発の脱炭素化社会と循環型社会の実現を図る必要が

ある。

3. その対策

住民の暮らしの向上につながるよう、地域の人材や技術を活かすなど地域に適した方法で、再生可能エネルギーを効果的に利活用する事業化を促進する。

(1) 低炭素化の推進

公共施設への再生可能エネルギー及び省エネ・高効率機器、公用車の低公害車の導入を促進する。

(2) 環境にやさしい生活の実践

学校教育、公民館活動等、あらゆる機会を捉えた、環境にやさしい省エネルギー化のあり方について学ぶ場や機会づくりに努める。

4. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成 28 年度に策定した和東町公共施設管理計画の 3 つの基本方針（既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進）との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

XIII. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 方針

和東町は、緑の山々と和東の清流が生み出す恵まれた自然環境の中で、町の全域に亘り茶畑が広がり銘茶の里、宇治茶の郷として銘声を博している。山の稜線まで広がる茶畑と自然林が織りなす景観は、後世に伝えていく価値あるものとして京都府景観資産に登録されるとともに、併せて国の地域再生計画の認定を受けて、更にふるさと和東の魅力を高めながら地域力の向上と活性化に取り組んでいる。

この緑豊かなふるさと和東を守り未来に引き継いでいくために、教育・福祉・保健・医療の充実をはじめ茶産業を生かした新産業の創出など、雇用の拡大へと各種施策を推進していくとともに、その取組を地域の住民との協働

により持続発展的に実施していくための基金の創設も行い、必要な財源を積み立てて活用する。

2. 現況と問題点

和束町をはじめ相楽東部3町村では、近年特に人口減少・少子高齢化が顕著であり、後継者不在や所有者不明の農地や山林、危険な空き家等の保全、高齢者や子育て世帯が安心して暮らせるための医療体制の確保や地域内外を移動するための地域公共交通の充実が課題となっている。

また、地域の住民や様々な団体等の活動は、これまでの取組の成果が現れ少しずつ活発になりつつあるが、それぞれが協働して活動する場の確保や取組の充実に向けて支援することにより、地域の活性化に繋がり人口増加への効果が期待される。

3. その対策

農地や山林の保全、移住・定住の推進を図るための空き家の利活用、住民が安心して日常生活を送れるための医療の確保、高齢者から子どもまで全ての住民が地域の内外を問わず快適に移動できる地域公共交通サービスの充実等の実現を図るための体制整備や支援と併せて、計画的な基金の積み立てによる財源の確保を行う。

4. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	基金積立	和束町	

5. 公共施設等総合管理計画との整合

本町の保有する公共施設等の現況及び課題を踏まえ、平成 28 年度に策定した和束町公共施設管理計画の 3 つの基本方針(既存施設の有効活用と効率的な管理運営、施設保有量の適正化、安全性確保及び長寿命化の推進)との整合性を図りながら、公共施設等の維持管理や運営を行う。

XIV. 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	移住・定住促進事業	和束町	移住希望者に対する相談や空き家の掘り起こし、改修費用の補助等を行うことで、移住に伴う負担解消に繋がり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		結婚・子育て応援住宅総合支援事業	和束町	若い世帯の住宅購入・賃貸に係る費用や、多子・多世帯の住宅リフォーム費用の補助を行うことで、経済的な負担を解消し移住・定住者が増加し、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		わくわく地方生活実現移住支援金事業	和束町	東京圏の人口一極集中を是正し、和束町への移住促進を進めることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	地域間交流	スマートワーク・イン・レジデンス事業	和束町	企業のお試しサテライトオフィスやワーキングスペースの利用を促進することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	人材育成	地域おこし協力隊事業	和束町	地域外の人材を誘致し、地域内に新しい雇用やサービスを創出するとともに、隊員の定住・定着を積極的に図ることで、地域力の維持・活性化が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
2 産業の振興	第 1 次産業	宇治茶の主産地和束ブランド推進事業	和束町	茶畑景観等の周遊観光の推進とともに、住民・観

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				光客の安全を確保するために駐車場等、観光客の受け皿体制の環境整備を行うことで、交流人口が拡大し過疎地域の持続的発展に効果がある。
		中山間地域等直接支払交付金事業	和東町	中山間地域である本町において、農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、過疎地域の持続的に効果がある。
		多面的機能支払交付金事業	和東町	過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じる中、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の保全管理が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		環境保全型農業直接支払交付金事業	和東町	自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を実施した農業者団体等に対する支援を行い、環境保全に効果の高い営農活動を地域が一体となり取組むことで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		農地中間管理事業	和東町	農業経営の規模の拡大、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化等を図り、農業の生産性の向上を図ることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		強い農業づくり事業	和東町	創意工夫、地域の強みを活かして付加価値のある農業づくりを進めることで、農業の競争力の強化を図り、産地としての高収益化に向けた取組をすることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		優良茶園振興事業	和東町	優良品種の新植及び生産力の低い茶園から生育おう盛な優良茶園への改植により、商品価値の高い良質茶の生産を図ることで、過疎地域の持続的発

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				展に効果がある。
		茶園環境改善事業	和東町	均質で高品質な茶生産を行える被覆棚や施肥施設として点滴施肥システムを導入することで、茶業経営の安定が図ることができ、過疎地域の持続的発展に効果があります。
		共同製茶等省力化推進事業	和東町	茶園管理機械の導入による、摘採や茶園管理の省力化を推進するとともに、省力的かつ効率的な防霜施設整備により、安定的に高品質な生葉生産が可能となり、良質茶の生産を図ることで過疎地域の持続的発展に効果がある。
		農業次世代投資資金給付事業	和東町	就農希望者や新規就農者への資金の交付等により、高齢化が進む農業従事者の確保を図ることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		援農者支援と移住・定住促進事業	和東町	関係団体と連携した支援体制により、農繁期の雇用の確保から新規就農による雇用の拡大を図るとともに、地域住民との交流の場を提供することで、移住定住促進と雇用創出が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		茶業振興対策事業	和東町	農業生産組織等の活動に対する支援により、取組の促進につなげ、技術力、経営力の向上・育成、地域に必要な人材力の強化を図ることで、持続可能な農業経営に効果がある。
2 産業の振興	第1次産業	産官学連携推進事業	和東町	地域課題に対して産業界や大学等研究機関と連携し取組を進めることで、客観的な視点で課題を検討することで、新たな施策展開に繋がる事が期待されるため、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		野生鳥獣被害総合対策事業	和東町 (和東町有害)	野生鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
			鳥獣対策協議会)	侵入防止柵の設置等の総合的な対策により、農業者の経営安定と生活環境の改善を図ることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		緑の公共事業	和東町	森林整備等により、森林が有する公益的機能を良好に発揮させること、また住民生活への被害を抑制することで、過疎地域の持続的発展に効果がある
		松くい虫防除事業	和東町	最重要松林区域内において、松くい虫を駆除し、まん延を防止することにより、森林の保全が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		湯船森林公園整備事業	和東町	湯船森林公園をグリーンツーリズムやマウンテンバイクの拠点として、体験観光の場づくりや身近に自然を楽しむ機会づくりを進めることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		森林環境譲与税に関する事業(森林経営管理事業等)	和東町	森林の有する公益的機能は、国土の保全や水源の涵養等、人に広く恩恵を与えるものであり、森林の整備等を進めていくことで、国土や住民の生命を守り、過疎地域の持続的発展にも繋がる。
		豊かな森を育てる府民税交付金事業	和東町	森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について、住民が理解を深めることにより、森林の多面的機能が維持、増進され過疎地域の持続的発展に効果がある。
	商工業・6次産業化	茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業	和東町	本町の主産業である茶産業に次ぐ新たな農作物の試作や販路拡大、販売を実現し、通年を通じたビジネス展開を可能とすることで、その担い手となる人材の移住定住を促進することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		和東茶ブランディング企業設立支援事業	和東町	地場産品と町外の企業等が連携して新商品を開発するための経費の一部支援、知名度向上に向けた首都圏等の商談会や販路拡大に対する支援をすることで、和東茶ブランディング企業設立に繋がり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		茶源郷和東6次化による雇用創出支援事業	和東町	地域内の6次産業化を推進しようとする生産農家や法人、事業拡大や新規事業に取り組む商工業者へのセミナー開催、事業拡大に向けた支援等を行うことで、新たな雇用が創出され、過疎地域の持続的発展に繋がる。
		商工会助成事業	和東町	地域経済の核となる商工会への支援の充実を図ることで、地域商工事業等の継続的な振興が図られ、過疎地域の持続的発展に繋がる。
		地域雇用創出・人材確保支援事業	和東町	事業者が年間を通じて安定して人材が確保できるよう、国、府、相模東部地域と連携し、新たな体制を構築することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	観光	観光看板・観光案内看板等設置事業	和東町	観光客が道に迷わず周遊できる誘導看板や観光客向けのマナー看板を設置することで、交流人口が拡大し過疎地域の持続的発展に効果がある。
		観光案内所管理運営事業	和東町 商工会	和東町観光案内所を運営・管理し、交流人口を拡大することにより過疎地域の持続的発展に効果がある。
		観光マップ・パンフレット作成事業	和東町	和東町の魅力を発信するためのマップやパンフレットを作成し、国内外へ茶源郷和東をPRすることで、交流人口が拡大し、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		茶源郷交流促進事業	和東町	農業と観光を掛け合わせた「農・観連携コミュニティ創造事業」を推進す

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				ることで、農山村の魅力と将来の移住・定住へと繋がり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		歴史ガイド育成事業	和東町	和東町の歴史や文化を継承することを目的としてボランティアガイドの育成を図ることで、地元への愛着心が醸成されるとともに、歴史を伝承でき、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		地域資産調査・研究事業	和東町	重要文化的景観の選定を目指して調査研究を進め、地域の磨き上げを行うことで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		農家民宿開設・利用促進事業	和東町	サテライトオフィスの活用と併せて町内にある農家民宿の利用を促進することにより、地域内経済の好循環をもたらし、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		グリーンスローモビリティ周遊観光事業	和東町	環境にやさしい時速20キロ未満で走るグリーンスローモビリティを活用した周遊観光事業を推進し、和東町の魅力をPRすることで、交流人口が拡大し、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		大学等研究機関との研究事業	和東町	未来づくりセンターを拠点として、大学との連携を図りながら和東町のまちづくりについて考える機会を増やす。住民と協働したまちづくりが進められることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		縁側カフェ推進事業	和東町	農家等の縁側やトイレを借用し、おもてなし環境の充実を行うことで、住民との協働による観光振興を進めることができ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		ワールドマスターズゲームズ推進事業	和東町	湯船マウンテンバイクランドにおいてアジア初のワールドマスターズゲームズ2021関西のマウンテンバイク競技が開催

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				される。和東町の魅力を発信、アウトドアスポーツの促進とともに多世代が憩える場所を提供することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	企業誘致	企業誘致推進事業	和東町	地域経済牽引事業の推進並びに和東茶ブランドに向けた新商品開発を推進することで、地域内の経済の好循環をもたらし、過疎地域の持続的発展に効果がある。
3 地域における情報化	情報化	茶源郷行政情報配信システム	和東町	住民への情報提供だけではなく、新たに双方向でコミュニケーションが図れる機能を充実させることで住民サービスの向上が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		自治体 DX 推進事業	和東町	デジタル技術やデータを活用し、住民が利用する行政サービスの利便性向上や、行政業務の効率化を図るシステムやネットワークの充実を図ることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	路線バス管理事業	和東町	鉄道が整備されていない町の唯一の公共交通であるバス路線を維持することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		和東町地域公共交通タクシー助成事業	和東町	公共交通空白地における高齢者等の移動困難者への代替交通手段を確保することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		小中学生定期券補助事業	相楽東部広域連合	奈良交通バスを利用する小中学生の定期券代の全額補助により、子ども達が安心して教育を受ける環境を整備することができ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		高校生定期券補助事業	相楽東部広域連合	奈良交通バスを利用する高校生の定期券代を補助することにより、子ども達が安心して教育を受ける環境を整備することができ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		相楽東部広域バス運	JR 関西本線	公共交通空白地における

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		行事業	(加茂以東)沿線 地域公共交通 活性化協議会	高齢者等の移動困難者への代替交通手段を隣接自治体が連携し確保することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	公共交通	地域公共交通デマ ンド化事業	和東町 ・交通事業者	地域内の公共交通のあり方を住民とともに検討し、地域の実情に応じた交通システムの構築を目指すことで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	交通施設維持	橋梁長寿命化修繕計 画策定事業	和東町	今後、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費を可能な限り縮減し、橋梁の長寿命化を図るため、計画的に予防保全及び観察保全に取り組む事で、過疎地域の持続的発展に効果がある。
5 生活環境の 整備	環境	家庭用生ごみ処理機 等補助	和東町	各家庭における生ゴミの減量化を促進することで、生活環境の改善及び公衆衛生の向上となり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		ゴミ減量化推進補助 事業	和東町	再利用可能な古紙類等の回収や資源ゴミのリサイクル等の促進によりゴミの減量化や、ゴミ問題の意識啓発に繋がり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		ゴミ収集運搬委託事 業	相楽東部 広域連合	住民の豊かな生活環境と衛生面の向上を将来にわたり維持していくために必要な事業であり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	児童福祉	子育て支援センター 運営事業	和東町	保育士による子育てのアドバイス等行い、安心して保育できる環境を作り、若者世帯の定住化を目指すことで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
	高齢者・障害者 福祉	高齢者ホームヘルプ サービス事業	和東町	高齢者世帯で、自立した生活を送るため、日常生活を支援し在宅生活を促し、施設等への転出を防ぐことで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		軽度生活援助サービ	和東町	庭草刈りなどの毛殿生活

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ス事業		を援助することにより、高齢者のみでも安心して生活できる環境を整えることで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		日常生活用具給付等事業	和東町	障害があっても日常生活できるための支援給付を行い、住み慣れた地域での包括的なケアにより永続的な定住を促進することで、過疎地域の持続的発展に繋がる。
		緊急通報装置設置事業	和東町	高齢者世帯・高齢者独居世帯等が安心して生活を送れるように、希望者宅に通報措置を設置することで、緊急時の速やかな救助活動が可能となり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		寝たきり老人紙おむつ代補助金事業	和東町	日常生活に係る生活経費の一部を補助することにより、寝たきりになっても生活できるよう支援することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
		外出支援サービス事業	和東町	高齢者が通院時に気軽に受けられる移動サービスを実施することで地域生活の安定化が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
7 医療の確保	基金積立	すこやかエンジェル基金積立事業	和東町	町の将来を担う子ども達への医療面での支援により、子どもたちの健全な成長を促す等、継続的な効果があり、過疎地域の持続的発展に効果がある。
9 集落の整備	集落整備	地域おこし協力隊事業	和東町	(再掲) 地域外の人材を誘致し、地域内に新しい雇用やサービスを創出するとともに、隊員の定住・定着を積極的に図ることで、地域力の維持・活性化が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。
10 地域文化の振興等	地域文化振興	和東町景観修景支援事業費補助金	和東町	重点地区に係る修景支援事業を実施することで、なりわい景観の保全継承が図られ、過疎地域の持続的発展に効果がある。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地域文化継承支援事業補助金	和東町	盆踊り等帰省時期に併せて実施する行政区等のイベントを促進し、地域力の維持継承とともに地域に根付く文化を継承することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。
12 その他地域の持続発展に関し必要な事項	その他	基金積立	和東町	過疎地域持続的発展特別事業実施のための基金（ふるさと応援寄付金）を積み立て活用することで、過疎地域の持続的発展に効果がある。